

上下水道課長	谷 本 誠	上下水道課 副 課 長	陸 平 将 史
教育委員会 事務局 長	瀬 田 和 哉	教育委員会 事務局 副局長	吉 田 忠 弘
教育委員会 事務局 学 校 給食センター 所 長	芦 口 正 史		

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 承認第 5号 調停の成立について
- 日程第 3 議案第 73号 上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 74号 上富田町火入れに関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 75号 上富田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第 6 議案第 76号 上富田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第 7 議案第 77号 令和7年度上富田町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 8 議案第 78号 令和7年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 79号 令和7年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第2号）
- 日程第 10 議案第 80号 令和7年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）
- 日程第 11 議案第 81号 令和7年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第2号）
- 日程第 12 議案第 82号 令和7年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第1号）
- 日程第 13 議案第 83号 令和7年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 14 議案第 84号 令和7年度上富田町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 15 議案第 85号 工事請負変更契約の締結について（令和7年度 第1号 大谷総合センター運営事業 大谷総合センター耐震改修工事）
- 日程第 16 議案第 86号 財産の処分について

- 日程第 1 7 議案第 8 7 号 財産の処分について
- 日程第 1 8 議案第 8 8 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 1 9 議案第 8 9 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 0 議案第 9 0 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 1 議案第 9 1 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 2 議案第 9 2 号 訴えの提起について
- 日程第 2 3 議案第 9 3 号 訴えの提起について

△開 会 午前8時57分

○議長（松井孝恵）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第4回上富田町議会定例会第2日目を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第1 一般質問

○議長（松井孝恵）

日程第1 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

8番、中井照恵君。

中井君の質問は一問一答方式で、まず、災害に備えるための質問を許可いたします。

○8番（中井照恵）

皆さん、おはようございます。

トップバッターなので、よろしく願いいたします。大変ちょっと緊張しております。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

12月8日午後11時15分頃に、青森県東方沖を震源とするマグニチュード7.5、最大震度6強の地震が発生しました。この地震により被害に遭われました方々に心よりお見舞いを申し上げます。

私たちが住む和歌山県もいつ起こるかも分かりませんが、南海トラフ大地震の発生確率が高まっているため、本当に人ごとではありません。本日の一般質問では、まず初めに、災害に備えるための質問から入らせていただきます。

今年10月の総務文教常任委員会の視察研修で、熊本県益城町に行かせていただきました。益城町での研修のテーマは、防災についてでした。熊本県益城町といえば、平成28年に発生した熊本地震では、観測史上初めて震度7の揺れを28時間以内に2回も経験し、町内の約98%の家屋が被災するなど、熊本県内でも特に甚大な被害が発生した地域です。震災直後より国・県をはじめ、多くの自治体、民間企業、NPO法人、ボランティア等の支援により、現在も復旧・復興に向けて、町が一体となって進み続けられています。

その益城町での研修の中で、上富田町においても今後想定しておくべきであり重要だ

と感じた点が幾つかありましたので、それに関する質問をさせていただきます。

初めに、災害対策本部について質問します。

大災害が発生した際、自治体では災害対策本部を設置しますが、熊本地震発生直後、益城町では、それまでに耐震化整備はなされていたにもかかわらず、役場庁舎も甚大な被害を受けられました。繰り返し起こった地震の影響で、当初想定されていた災害対策本部を何度も移転することになったとのことでした。

上富田町においても、災害対策本部設置場所は想定されていることと考えますが、益城町での事例を踏まえ、今後、あらゆる被害を考え、幾つかの想定を考えて対策本部設置場所などを準備しておくことが重要かと考えますが、当局の見解をお聞きします。

○議長（松井孝恵）

総務課長、十河貴子君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

上富田町地域防災計画において、災害対策本部は本庁舎に設置することとしておりますが、施設の被害状況等により本庁舎が使用できない場合は、代替施設として上富田文化会館と定めております。また、大谷総合センター、生馬、岩田、市ノ瀬の出張所を防災拠点と定めております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

災害時の被害状況に応じて、災害対策本部の設置場所も変えられるということですね。準備をされているということで安心いたしました。

次に、地域防災計画についてお聞きします。

益城町での研修で、熊本地震発災前の地域防災計画は風水害対策を主とした計画であったことから、熊本地震時において対応困難となり、組織の再編成を行ったとのことをお話を伺いました。益城町での教訓は、どこの自治体にでも生かしていくべきことではないかと感じました。

そこでお聞きしますが、上富田町でも地域防災計画を立てておられるとは思いますが、この計画は災害の種類に分けて立てておられるのでしょうか。お答えください。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

災害の種類としては、風水害と地震としております。上富田町地域防災計画では、災害対策組織の配備体制における動員基準を定めており、風水害や地震など災害ごとに動員基準がございます。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

動員基準があるとのことのお答えでしたが、地震の場合ですと、職員が動員されるのは、震度がどれぐらいになった場合なのでしょうか。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

地震の場合で職員が全員動員されるのは、震度6弱以上で第三次配備体制がしかれることとなっております。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

震度6以上の地震が起こったら職員全員が動員されるという、そういうご答弁でした。次に、役場職員さんの初動期の動きについてお聞きします。

災害発生時に役場職員が、まず、迷うことなく迅速に初動対応できるように、初動期におけるタイムラインの作成が必要だと考えますが、上富田町での現状についてお聞きします。お答えください。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

職員災害対応マニュアルの中に、発災後から48時間以内までの時間別応急活動の目安が定められておりますが、様々な災害対応の手順が具体的に示されているものではないかと存じます。職員は動員後、定められた事務分掌に従って班に分かれ、災害対応に当たることとなっております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

そのタイムラインとといいますか、時間別応急活動の目安というふうに関、お答えいただいたんですけども、地震と風水害というのには動きにも違いがあるものなんでしょうか。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

時間別応急活動の目安につきましては、全ての災害対応の基本となるものでございます。

これとは別に、南海トラフ地震を想定して、各所属部署の非常時優先業務を定めております。平成23年3月に発生した東日本大震災以降、国土強靱化の取組が進み、町でも南海トラフ地震等の大規模災害に備えた対策を強化してまいりました。この非常時優先業務についても、南海トラフ地震を想定してのものとなります。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

今、ご説明いただきましたように、南海トラフ大地震に対応するためにタイムラインということになるとすれば、職員さんの初動の訓練というものは実施されていますでしょうか。お答えください。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えします。

職員の災害対応の初動訓練は実施できておりません。初動対応の重要性は認識しており、訓練は必要であると考えております。今後、実施に向け、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

この初動訓練も大切になってくると考えますので、年に少なくとも一度は実施していくべきとの意見を述べさせていただいております。

次に、被災者支援システムについてお聞きします。

今年3月の災害時におけるDXの活用についての一般質問に対しご答弁いただきましたのは、現在、導入している兵庫県西宮市で開発されました被災者支援システムから、よりデジタル化が進んだ使い勝手のいい和歌山県推奨の被災者支援システムの導入に向け検討を進めているとのことでした。この検討結果について、どのようになっているのかお聞きします。お答えください。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

被災者支援システム導入の検討結果につきましては、和歌山県が中心となり、県下で統一的なシステム導入に向けて進められています。現時点のスケジュールとしては、令和8年度にシステム構築、令和9年度に本格運用を開始する予定となっております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

予定が早かったらあれですけども、令和9年度中には導入の見込みというふうにお答えをいただきました。

災害時の避難所の受付なんですけれども、そのシステムは使えるのでしょうか。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

導入を検討しているシステムには、避難所の受付機能は搭載されておりません。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

そうなんです。

先日なんです、12月14日日曜日に、社会福祉協議会と役場関係部署との地域協

働型の災害ボランティア訓練に参加させていただきました。私たち住民の参加者はボランティアさんの役だったんですが、その際に、スマホのQRコードを使ってボランティアの申込みをするという流れになっていて、とても受付がスムーズでした。そのようなシステムを災害時の避難所の受付にも取り入れていくことも、今後考えていただければと思います。これは要望です。

被災者支援システムは、災害時の罹災証明書発行がスムーズに進むよう、住民の方の転入転出の状況や固定資産状況など、罹災証明書を発行する際、必要な情報を得やすいというメリットがあります。実際には、このシステム上で把握できる情報以外に、住民の方は、土地や家屋の被災状況を写真などに記録し、申請することが必要になります。

田辺市では、市のホームページ上であったり、LINEの登録者に向けて、住宅等の被害状況を報告するための入力フォームが作成されています。マイナンバーカードを使い、住所、氏名、被害状況を記入し、写真を添付することで罹災証明書発行のための住宅等の被害申請の受付をしてくれています。電子申請ですね。

そこで、上富田町の現状を確認させていただきますが、町では災害発生後の罹災証明書の申請手続は、どのように進めていくようになっていきますか。お答えください。

○議長（松井孝恵）

税務課長、三浦誠君。

○税務課長（三浦 誠）

お答えいたします。

上富田町における現時点での罹災証明書の申請方法につきましては、罹災証明申請書と本人確認書類、被害状況が分かる資料等を窓口へ提出していただくか、もしくは窓口申請と同じ必要書類を郵送していただくかのどちらかにより、申請していただくことになっております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

上富田町の罹災証明書の申請手続についてお聞きしました。

上富田町でも、マイナンバーカードの取得者数が増えてきているようです。先日、住民課で教えていただきましたら、現在、1万5,000人を超える状況だそうで、町内の約96%になるということでした。

そこで、上富田町でも窓口での申請に加え、マイナンバーカードを利用し電子申請でも罹災証明書の申請手続ができるよう、平時からの体制づくりが必要であると思うので

すが、町のお考えはいかがでしょうか。

○議長（松井孝恵）

三浦君。

○税務課長（三浦 誠）

お答えいたします。

議員お考えのとおり、災害が発生し、被災された住民の皆さんが、各種保険や各種支援策を受けるための申請時には罹災証明書が必要になると考えられることから、この罹災証明書は、被災者の生活再建の第一歩を踏み出す上で非常に重要なものとなりますので、町としましては、その申請方法においては迅速かつスムーズに行えるような形であることが求められると認識しております。

そこで、電子申請による申請受付が可能となれば、窓口への来庁が不要となり、災害発生後の同証明書の申請が集中する時期においても、申請者にとって迅速かつスムーズに申請手続をしていただけるものと考えており、将来的には電子申請を導入できないかと検討していたところであります。

現在、上富田町における罹災証明書の申請方法としましては、郵送を含む窓口申請のみとなっておりますが、まずは、国が進めているマイナポータルを活用した申請を主軸として、電子申請による受付体制の基盤構築についても進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

ぜひ、上富田町におきましても、今後、被災証明書の電子申請が行えるような体制づくりを進めていただきたいと思います。

これで、災害に備えるための質問を終わらせていただきます。

続きまして、地域の美化活動を支えるボランティア支援についての質問に入らせていただきます。

地域の美化活動といったものには様々なものがあります。道路や歩道等のごみ拾い、河川敷や公園等のクリーン大作戦、通学路の清掃、また、空き地や遊休地の草刈りなどもあります。このような美化活動が大切な理由は、まちがきれいになることで住民の日々の生活が快適になるという点、また、子供たちや高齢者の方々が安心してまちを歩けるといふ利点など、ほかにも数多く得るメリットがあると考えます。

町内会による美化活動については、昔から行われている地域も多かったと思うのです

が、近年は、町内会に入ってくれる住民の数の減少が顕著になってきていることや、町内会に所属している住民の高齢化に伴い、清掃活動をやめる地域も出てきているという現状があります。このような問題提起については、以前より他の議員からも一般質問の中でも指摘をされていたことと思います。それでもまだまだ継続をしてくれている町内会、また、ボランティア団体さんもいらっしゃるのではと思います。

そこでお聞きしますが、地域の美化活動に参加される団体、または個人で美化活動を継続して行っている住民に対して、町からはどのような支援やサポートを行われていますでしょうか。町の現状についてお答えください。

○議長（松井孝恵）

住民課副課長、木村弘行君。

○住民課副課長（木村弘行）

お答えします。

地域の美化活動に参加される団体や個人に対しての支援等につきまして、町内会に対しましては、運営補助金を交付しておりますので、その中で美化活動にも活用いただいていると認識しております。

また、溝掃除に協力していただいた町内会や水利組合等に対しては、補助金を交付するとともに、発生したごみをストックヤードにて無料にて受付を行っております。

ほかには、教育委員会の事業になりますが、ボランティア団体として登録していただきますと、事業計画に合わせて予算の範囲内で補助金を交付させていただいております。

また、各課が管轄する団体が実施する奉仕活動やクリーン作戦などのイベントでは、担当課において物資を準備させていただいております。

その他の実績といたしまして、以前には、担当課が管轄する区域で継続的に奉仕活動をしていただいている方に、チップソーなどの消耗品を提供したこともありました。このほか、個別に清掃活動を実施するとご相談いただいた場合に、内容や規模に応じてごみ袋を提供させていただく場合がございます。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

ボランティア活動を行事として行う際やグループでの活動には、それぞれ支援やサポートがあるというお答えでした。個別での活動でも相談があったら、規模に応じてごみ袋などの提供をしてもらえるという形になっているということでした。

これに関しては、私個人の見解なんですけど、現状では、個人での美化活動に取り組ん

でいただいている住民さんが町に相談すればごみ袋等の支給もあるのだということが、あまり知られていないと思います。繰り返しの質問になろうとは思いますが、グループでの活動にはそれぞれ何かしらのサポートがあるように、個々に活動して下さっている住民に対してもそのような支援があってもいいのではないかと考えます。ごみ袋をはじめ、軍手、鎌、草刈り機の燃料の支給など物資の支給を充実させていくことは、住民の方々が美化活動を継続的に実施していくという上で、大切なことではないかと考えます。

近隣の町では、個人で活動をやっていた方に対してもボランティア用のごみ袋の支給をされているところもありますので、上富田町でもそのような取組が必要ではないかと考えますが、町の見解をお答えください。

○議長（松井孝恵）

木村君。

○住民課副課長（木村弘行）

お答えします。

物資の支給につきましては、活動の規模や内容に合わせて支援ができればと考えておりますが、刃物や燃料の支給は事故のおそれがあるため、誰にでも容易に行うことは難しいと考えます。

環境美化を進めるためには、住民の皆様のご協力が欠かせないと考えております。住民の皆様には、けがや事故のない範囲でご協力をいただき、困難な部分につきましては、担当課にご相談いただければと考えております。また、ボランティア用のごみ袋は現状では作成しておりません。ボランティア用のごみ袋はありませんが、ご相談いただければ、団体や個人にかかわらず、活動の内容や規模に合わせてごみ袋の支給を考えますので、住民課のほうにご相談いただければと思います。

以上です。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

町の見解としては、やはり住民の協力の大切さをちゃんとご理解されているという、そういうことであると思います。個人であっても団体グループであっても、住民の方が上富田町をきれいにしようとの思いで主体的に美化活動に励んでいただいているということは大変ありがたいことですし、それは当局のほうもちゃんとご理解いただいているということが分かりました。

今後も、そういうちょっとした支援というのをやっぱり住民の方に後押しというか、

後押しの支援というか、そういうことがすごく大事やと思いますので、何かしらの支援、今後もしていただけるなら住民の方への周知というのものも、知っていただければはじめてその支援があるということが分かるので、支援を利用するということにつながると思いますので、できれば周知をする方法も、また今後、考えていただければと思います。これも一つの意見だと受け止めていただければと思います。

それでは、これで地域の美化活動を支えるボランティア支援についての質問を終了します。

続いていきます。それでは、3つ目の大項目の質問に入らせていただきます。教育現場におけるDXの活用についての質問です。

まず初めに、上富田町内の児童生徒の家庭におけるWi-Fi環境についてお聞きします。

ICT学習については、今年の6月議会でも井浜議員が質問されてきました。6月の時点では、各家庭でのWi-Fi環境について、教育委員会のほうでは把握できていないとのことでしたが、その後、家庭でのWi-Fi環境に関する調査は行われたのでしょうか。お答えください。

○議長（松井孝恵）

教育委員会副局長、吉田忠弘君。

○教育委員会事務局副局長（吉田忠弘）

お答えいたします。

Wi-Fi環境がない家庭がどの程度あるのか、町では、第1期GIGAスクール構想が始まった2020年に学校を通じた調査を行っておりますが、以降は行っておりません。

町では、Wi-Fi環境のない家庭への対応として、貸出し用のポケットWi-Fiを準備していましたが、端末を持ち帰って家庭学習に活用するまでには至っていないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

2020年に調査して以降は行われていないと、今そういうご答弁でした。ポケットWi-Fiも準備しているけれども、活用がなかったということですね。

第1期GIGAスクール構想が2020年に始まって今年で5年になります。コロナ禍が、ある意味、学校教育の中でのタブレット活用を推し進めてきたような気もいたし

ます。そして、5年という年月もあっという間でした。学校の授業でタブレットを活用することに対し、学校の先生方も随分慣れてこられたと思いますし、子供たちも各学年によって使っている頻度や年数に違いはあれど、タブレットが日常の学習の中で必要不可欠なものになってきているのではないかと考えます。

先ほど、町内の児童生徒の各家庭におけるW i - F i環境の把握についてお聞きしました。この環境の把握は、毎年、児童が小学校に入学される時、例えば就学前健診の際にアンケート調査を行い、環境が整っていない家庭への支援は小学校入学時にはしっかりと支援できているような、そのような体制づくりを考えていただけたのではないかと思います。上富田町でも、そろそろ家庭学習においてもタブレットの活用を推し進めていく段階に入ってもいいのではないかと思います。

10月に総務文教常任委員会で視察に行かせていただきました熊本県の高森町では、置き勉を推奨されておりました。置き勉で分かりますね。勉強道具を学校に置いておくという意味です。日頃は教科書を学校のほうに置いておき、家庭に持ち帰るのはタブレットのほうで、タブレットを使用し、宿題ができるようになっています。

今後、上富田町において、このような置き勉の取組ができるように環境を整えていくことが、子供たちの毎日の登下校の荷物の減少にもつながることなどはもちろんですが、メリットはほかにもたくさんあると思います。このような取組を考えていきませんか。町のお考えはいかがでしょうか。お答えください。

○議長（松井孝恵）

吉田君。

○教育委員会事務局副局長（吉田忠弘）

お答えいたします。

議員のご説明にもありましたとおり、教科書やノートなどを学校に置いていく置き勉は、通学時の負担を軽減し、子供の体への負担を減らすことができるとして、文部科学省も推奨しています。

これまでのタブレット運用、第1期G I G Aスクールでは、フィルタリングやセキュリティの課題、充電器の持ち運びが必要だった点、また、本体を保護するケースがなく、タブレットを持ち帰っての家庭学習はできていませんでした。

今後は、新たなタブレット導入、第2期G I G Aスクール構想に合わせて、自宅でも学習アプリや教材を利用でき、事業の復習や予習がしやすくなるよう、学びを持続可能なものとして、それに伴うタブレットの持ち帰りルールについても見直しを進めてまいりたいと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

ご答弁いただいたように、持ち帰りのルールづくりはとても大切だと思います。持続可能な学びのお話も出ましたが、高森町でのタブレット持ち帰りは、インフルエンザなどの感染症の流行時にも役立てられていました。ふだんからタブレットを活用しての自宅学習が行われていましたので、インフルエンザ流行の早い段階で自宅待機をして、オンラインでの遠隔授業が実施され、持続可能な学びが実現できるとのことでした。

このような遠隔授業が上富田町でも実現すれば、ふだんからの活用としても、また、教育支援センターひだまりでも授業参加が可能になったり、さらに自宅での授業参加も可能となります。年々増加してきている不登校の問題の一つとして、学校を欠席することにより学習機会が減るという問題がありますが、学びたいという気持ちがあれば、どこかで授業に参加できれば、その問題解決にもつながるかもしれません。上富田町でも、できるだけ早くオンラインでの遠隔授業もできるよう、研究して行ってほしいと思います。これは要望です。

さて、学校での学習では、タブレットの活用が進んでいるとの認識ではおりますが、学習環境を考えたときに、従来の学校でのタブレットや教科書、ノートを広げますと机がいっぱいいっぱいになってしまい、何か物が落ちてしまうとのこと、そういうことがあるのではないかと考えます。現役の上富田中学校の生徒さんを持つ保護者の方からも、そのようなことが実際に起きていると聞いています。

視察先の高森町では、授業に集中できるよう、学校の学習机の天板を拡張するような器具も積極的に取り入れられていました。拡張された天板により作業スペースが広がるので、タブレットや教科書を広げても物が落ちにくくなり、スムーズに授業に集中できます。

上富田町でも学習環境の整備のため、そのような器具の導入を進める取組が必要ではないでしょうか。町としてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（松井孝恵）

吉田君。

○教育委員会事務局副局長（吉田忠弘）

お答えいたします。

11月に各学校の情報担当の先生方が集まる上富田情報教育研究会に出席しました。先生方と新たなタブレット導入及び教育用タブレットの更新について意見交換を行いました。また、先日行われた小学校の研究事業の様子から、机にタブレット、教科書、ノ

ートなどを広げると作業スペースがいっぱいになる状況が見受けられました。天板を拡張するサンプルを借り受け、実際の設置状況を確認していただきました。この拡張天板は、既存の学童机に後づけで取付け可能です。タブレット導入によって不足しがちな作業面を有効活用でき、費用は1台当たり6,400円と伺っております。

導入に向けては、予算措置が必要となりますので、今後、町当局と相談してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

実際に小学校での授業の様子も見ていただけて本当によかったです。ぜひとも子供たちのために、拡張天板の導入を進めていただきたいと思います。

それでは、これで教育現場におけるDX活用についての質問を終わります。

それでは、本日最後の私の質問になります。

子育て支援の充実についての質問に入らせていただきます。

国の人口動態調査における2024年の子供の出生数を見ますと、68万6,061人となっており、前年の72万7,288人より4万1,227人の減少でした。10年前の2014年には100万3,609人の出生数です。100万人を超える人数だったということを考えますと、我が国では、少子化が急速に進行していることが分かります。少子化の対策については、1自治体だけで解決できる問題ではありません。しかしながら、子供を産み、育てやすい環境を整えるということは、最も身近な基礎自治体である市町村の重要な役割であると考えます。

そこで、本町における子育て支援の現状とさらなる充実についてお聞きします。

まず、初めに直近の上富田町での出生数は、今どれぐらいになっていますでしょうか。以前から、町の産後ケアの取組には力を注いでいただいておりますが、産後ケアの利用者数についてもお伺いしたいと思います。お答えください。

○議長（松井孝恵）

福祉課長、木村陽子君。

○福祉課長（木村陽子）

お答えします。

まずは、出生数についてお答えします。上富田町の過去5年間を見ますと、令和2年度130人、令和3年度113人、令和4年度122人、令和5年度114人、令和6年度102人となっており、微減傾向と見受けられております。

次に、産後ケアについてですが、本事業は、通所、訪問、宿泊の3種類のサービスを利用することができ、利用料に対して町が補助できる回数は、1世帯当たり12回分となります。内容については、母親への保健指導や心理的ケア、適切な授乳が実施できるためのケア、育児に関する手技指導などを行うこととなっております。

本事業につきましては、令和7年度より、町より補助金額が増えたために利便性が高まっております。令和6年度の延べ利用回数は、通所が189回、訪問62回、宿泊29日となります。7年度の10月末までの7か月分の利用回数は、通所が65回、訪問44回、宿泊61日となっております。今年度は、特に宿泊を利用される方が大幅に増えております。

以上となります。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

上富田町の直近の出生数、また、産後ケアの利用状況についてお答えをいただきました。

コロナ禍で、出生数が下がってきているというのは、もう全国的にもそうだと思うんですけども、まだ令和6年度、下がってきているとは言っても上富田町は100人以上を維持できているというのは、本当に素晴らしいことやなと思います。産後ケアにつきましても、当初、産後ケアが始まったときに比べたら、本当に充実もしていただいて、今年からも補助金が増額されたということも、今お答えもいただきましたけれども、かなり利便性が高まっているというのは本当にありがたいと思います。

訪問型の産後ケアについてお尋ねしますが、実際に訪問される担当者の配置体制はどのようなになっているのでしょうか。お答えください。

○議長（松井孝恵）

木村君。

○福祉課長（木村陽子）

お答えします。

訪問型の産後ケアの担当者の配置体制については、近隣市町の助産所7か所に委託しており、助産師による訪問が実施されております。また、産後ケアの訪問以外にも、出産後2か月以内に助産師または保健師による乳児家庭全戸訪問を行い、育児相談や予防接種の説明なども行っております。

さらに、出産された施設では、母体の身体的、精神的な健康状態を確認するために、産婦健診を行っており、出産後2週間と1か月の2回に対しての費用補助を行っており

ます。

以上となります。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

今ご答弁にもありましたように、主に助産師さん、保健師さんによる訪問が行われているということですね。

これ以前の質問でもお聞きしたんですけれども、産後の骨盤ケアについてももう一度、お聞きしますが、町の産後ケアとしては、将来的に骨盤ケアも取り入れるということは可能でしょうか。お答えください。

○議長（松井孝恵）

木村君。

○福祉課長（木村陽子）

お答えします。

町が委託している助産所の中には、産後ケア利用時に腰痛体操や産後用のベルトの巻き方などの指導を行っている施設もあり、腰痛などでお困りの方にはご利用されております。

以上となります。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

産後ケアは、精神的なケアだけでなく身体的なケアも本当に必要だと思います。出産で力を出し切った母体はなかなかすぐには元に戻れませんので、回復に時間がかかるといったことを周囲の方が理解しておくべきですし、回復を早めていけるようなケア、上富田町では、今お答えいただきましたように、腰痛体操や産後のベルトの巻き方の指導などを受けられるというのは、お母さんにとっては心強いサービスだと思いますので、将来的に骨盤ケアなども取り入れていただき、ますます充実をしていただけることを期待しております。

次に、お聞きします。

子供を出産後、長期にわたり体調面、精神面で調子を崩されている方に対する支援も必要なケースがあるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。お答えください。

○議長（松井孝恵）

木村君。

○福祉課長（木村陽子）

お答えします。

長期にわたって支援が必要な方には、養育支援家庭訪問として町内の助産所2か所に委託し、助産師が訪問を行い育児支援を行っております。本事業は、妊娠期から出産後おおむね1年が対象となります。1歳を超えてからも、引き続き支援が必要な場合は、保健師が訪問を行いながら母子通所の教室に参加していただくなど、継続した支援を続けております。

以上となります。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

長期にわたる支援が必要な場合の対応についてお聞きしました。

次に、産前産後の家事支援についてお聞きします。

長期にわたり産後に寝込んでしまったり、産後鬱の症状が重くならないうちに、言い換えれば、問題が大きくなりないうちに様々な支援を行っていくことが大切ではないかと考えます。

先ほどの質問で、長期的な支援が必要な方に対するケアについてお聞きし、町で現状行っていております産後ケアの取組、訪問型の産後ケアについてお聞きしました。産後ケアで訪問してくれる保健師さんまたは助産師さんは、精神的にはもちろん寄り添ってくれています。しかし、それは主に母親への相談支援という面に重きが置かれていますので、掃除、洗濯、食事の準備などの家事支援などは行えないことになっていると思います。

私は、令和3年3月議会の一般質問で、その頃、10年ほど田辺市で既に行われていました出産後の体調不良や子育てに不安や孤立感を抱える家庭に対するヘルパーさんを派遣し支援を行う事業、養育支援訪問事業の制度について、上富田町でも必要ではないかと訴えさせていただきました。その際のご答弁では、対象となる方に保健師、助産師が訪問し、家事援助の必要性等について確認したいとのことでした。

その後の令和4年の児童福祉法改正の中では、子育て世帯訪問支援事業が恒久的に事業化されることになりました。この子育て世帯訪問支援事業は、家事支援と育児支援、母親への相談支援を一体的に提供していくというもので、その実施を各市町村の努力義務としています。

そのようなことから考えましても、この上富田町におきましても、産後、場合によっては産前も対象になる方がいらっしゃるかもしれませんが、家事支援の制度が必要でな

いかと考えますが、町のお考えはいかがでしょうか。お答えください。

○議長（松井孝恵）

木村君。

○福祉課長（木村陽子）

お答えします。

出産後に体調不良等により家事支援の必要な方には、子育て世帯訪問支援事業を活用し、訪問支援員による支援を行っている自治体がありますが、本町では、現在実施できておりません。

本事業は、国が示している事業であり、訪問支援員とは市町村が適当と認める研修を修了された方となります。利用できる対象者や支援内容も定められており、家事及び子育て支援を実施していくものとなります。家事支援が必要な方には、民間のヘルパー事業所への紹介を行うこととなりますが、その場合の費用に対する町からの補助はありません。紹介まで必要とされた方はほとんどおりませんが、実家が遠く手伝ってくれる人がいないなど、お困りになっている方を全て把握できているとは言えません。

町では、町単の事業として上富田未来応援給付金に5万円を上乗せし、合計10万円給付を実施しており、自費での支払いが必要なときに活用していただきたいと考えております。

本事業の県内実施状況を見ますと、11市町が行っております。今後はニーズの把握に努め、他の市町の状況も参考にし、研究していく必要があると考えております。

以上となります。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

今、子育て世帯訪問支援事業の実施ができていないということですので、ぜひ今後、研究していただきたいと思います。

東京では、もともと産後鬱で亡くなるお母さんを助けるために、いち早く家事、育児、母親支援とトータルに寄り添って支援できる産後ドゥーラ訪問の事業が始まりました。この産後ドゥーラ訪問の事業が始まって何年もたつと思うんですけども、この子育て世帯訪問支援事業、国が実施を進めるこの基になった事業になると認識しております。その事業の効果として、子供は今まで1人しか産めない、育てられないと考えておられたご夫婦が、ドゥーラさんの家事、育児支援を得られて安心して子育てができたことに自信を持ち、2人目を望まれるというケースが増えていると。これは、今、現役で活躍をされているドゥーラさんにその体験をお聞きしたときに伺ったお話です。このお話を

伺いまして、安心して子育てができる環境が整うということが、自然と少子化対策にもつながるのだなというふうに思いました。この産後ドゥーラさんのような産後にトータルで支援ができる人が、この地方でもこれから必要になってくるのではと考えます。

しかし、現実では、まだまだ上富田町や近隣市町にはそのような活動をされている方はいない現状でもあります。この産後ドゥーラという仕事は、一般社団法人ドゥーラ協会が認定する民間資格となっていて、資格取得にも一定の研修期間と費用も必要です。しかし、これからますます地方でも必要になってくるということを考えますと、このような資格を持つ方を育成していくということも必要ではないか、そのように考えます。

そういったことから、資格を取りたいという方への免許取得のための補助を上富田町で出すといったことも大切ではないかと考えますが、町のお考えはいかがでしょうか。お答えください。

○議長（松井孝恵）

木村君。

○福祉課長（木村陽子）

お答えします。

産後ドゥーラについては、近隣で資格を持って活動している事業者や個人の情報について十分に把握できていない状況です。この資格を持った方が寄り添いながら支援を行うことは、子育てをしているご家庭にとっても心強いことと考えますが、育成に対しての補助金の制度化につきましては、現在は考えておりません。

産後ドゥーラの育成については、今後、社会の情勢及び国の動きにも注視しながら、町としては、まず、子育て世帯訪問支援事業の実施について研究を進めていきたいと考えております。

以上となります。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

はい、分かりました。

続いての質問に入ります。母子手帳アプリについてお聞きします。

最近、自治体が交付する母子健康手帳の記録が、スマホのアプリ取得によりデジタル化をされています。今まで封書などで子供さんの健診などの案内をされていたと思うのですが、アプリ導入により、様々な子育ての情報が発信しやすくなるのではと考えます。

上富田町でも将来的に導入される予定はあるのでしょうか。お答えください。

○議長（松井孝恵）

木村君。

○福祉課長（木村陽子）

お答えします。

母子手帳アプリについては、母子手帳の電子版として、携帯電話などにアプリを入れておくことで手帳を持ち歩かなくても情報を取得することや、町からのお知らせなどを早くに察知できるなどの利点が多くあります。町としましても、導入に向けて検討していきたいと考えています。

以上となります。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

ご答弁では導入も検討されているということですので、前向きに進めていただければと思います。

本日、最後の質問は、子育て支援の充実について質問をさせていただきました。

最後に、奥田町長にお聞きします。

若い世代が、この町で子供を産み、育てたいと思えるかどうか、将来の上富田町の発展のために、とても大切なことだと考えます。子育て支援については、早期に支援をすることで虐待防止にもつながり、後々の深刻な状況を回避できるケースも多々あります。そういったことから、子育て世帯訪問支援事業をいち早く制度化していくことが大切だと考えます。

上富田町における今後の子育て支援の充実について、町長はどのようにお考えか、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（松井孝恵）

町長、奥田誠君。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

子育て支援の充実には、経済的な支援として、かみとんだ未来応援給付金やマタニティ応援プロジェクトとして、妊娠届出時に金芽米20キロの配布、産婦出生児期の健康などにも費用の補助を行っております。また、産後ケアや訪問などによる相談事業も充実させております。

議員の言われるように、家事支援の部分については現在できておりませんが、今後は家事、育児の包括的な支援についても研究していき、上富田町でのさらなる子育て支援の充実に取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○議長（松井孝恵）

中井君。

○8番（中井照恵）

ご答弁ありがとうございました。

さらなる支援の発展、充実を願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松井孝恵）

これで、8番、中井照恵君の質問を終わります。

10時まで休憩いたします。

休憩 午前 9時47分

再開 午前 9時58分

○議長（松井孝恵）

再開します。

引き続き一般質問を行います。

2番、栗田八郎君。

栗田君の質問は一問一等方式です。

まず、防災対策についての質問を許可いたします。

○2番（栗田八郎）

皆さん、おはようございます。栗田八郎です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。よろしく願いいたします。

まず初めに、上富田町における自衛隊との関係強化についてお伺いいたします。

私の議員としてのライフワークは、この議場でも何度となく申し上げましたとおり、防災・減災対策であります。しかし、どんな時代になっても一番大切なのは、人の命、人命であります。上富田町の住民の皆様の生命、財産を守ることは、政治と行政の一番の最重要課題だと私は考えております。町長をはじめとする町当局、議会議員も様々な考え方はあるものの、異論を唱える方はいないことと存じます。

もし、大規模災害が起こったときに、国民の命を救ってくれる存在が自衛隊であります。自衛隊は、1950年（昭和25年）に、自衛隊の前身である警察予備隊が発足し、

組織改編を経て、1954年（昭和29年）7月1日に自衛隊が設立されました。本年度で創隊75年を迎えることとなります。さきの大戦の反省を踏まえて、防衛省の特別の機関として、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊から成り、最高指揮官である内閣総理大臣及び隊の総括を担う防衛大臣による文民統制、シビリアンコントロールの下で管理されております。日本国憲法第9条の下、専守防衛に基づき、国家安全保障戦略及び国家防衛戦略の規定により、国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛することを基本理念とする組織であります。

自衛隊法上、自衛隊は国の防衛を主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとされており、この主たる任務に該当する自衛隊の活動が防衛出動であり、公共の秩序維持に関する活動として、治安出動、災害派遣等が位置づけられております。戦後、先人の努力により、防衛出動、治安出動は、一度も行われておりませんが、災害派遣の出動は頻繁に行われております。災害派遣は、自衛隊法第83条に定められている自衛隊の行動であり、災害などにより当該地域や地方公共団体の保有する防災、災害救助の能力では、十分な対応ができないときに行われます。

自衛隊の主任務は、自衛隊法第3条第1項に規定されている外国の侵略からの国土防衛であり、災害派遣は、同法第3条第2項に主たる任務に支障ない範囲で行われる。本来、任務の中の従たる任務に当たります。

災害派遣を実施するに当たっては、緊急性、非代替性、公共性の3要素を考慮するものとなっております。緊急性、非代替性、公共性の3要件がありますが、幅も広がり、近年では地震などの大規模災害において、行方不明者の捜索、建物など構造物から自力で脱出できない被害者の救出、負傷者の治療、遺体の収容・搬送、堤防や道路の応急復旧、支障物の撤去、人員・物資の輸送、空中消火、入浴用仮設施設の開設、火山観測、災害観測や二次災害防止に必要な各種施設の早期復旧の支援、原子力発電所などでの原子力事故の未然防止処置及び化学防護、施設の封鎖・除染など、化学・生物テロなどの救助、治療、化学防護、施設封鎖・除染など、また被害者を対象とした音楽隊による慰問演奏、家畜伝染病に感染した家畜に対する必要な処置の実施、感染症の大流行により医療体制が逼迫した際に、衛生課の看護師を民間病院へ派遣等など、数えると切りがないほど自衛隊は災害派遣の出動をしております。

皆様の脳裏にも、まだ東日本大震災時に自衛隊の災害派遣出動の様子は残っていると思われまふ。国の機関の中で、国民から最も支持、信頼を寄せられている機関が自衛隊ではないのでしょうか。

奥田町長は、能登半島地震の教訓を基に、半島防災推進の観点から上富田町スポーツセンターを広域防災拠点に指定を目指して宮崎知事と会談し、地元選出議員と共に要望

活動を行ったと聞きました。宮崎知事のほか、県当局では危機管理部長や県土整備部道路局長も同席したとお聞きしております。宮崎知事への要望活動の前に、町当局、県当局等の実務者レベルの協議の末、知事への要望活動が実現したと私は理解しております。

きっと上富田スポーツセンターが広域防災拠点に指定されることになると、私は確信しております。今後は、県危機管理部と実務者レベルの協議を進め、広域防災拠点指定に向けて、施設の一部改修も視野に入れていることと思いますが、しかし、県当局との実務者レベルの協議だけでは、私は不十分だと思います。私は、自衛隊との協議も同時に進めていかなければならないと思っております。

そこで町長に質問します。

自衛隊とは、密接な関係の構築が必須であると考えます。町は、現状どのような関係を構築されていくのか、また、どのような取組などがなされているのかをお答えください。

○議長（松井孝恵）

町長、奥田誠君。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

毎年、町が実施する防災訓練に自衛隊の派遣をいただき、ロープワーク訓練や車両展示のご協力をいただいています。

また、自衛隊としての活動にはなりますが、上富田町では、陸上自衛隊第37普通科連隊が上富田スポーツセンターにおいて訓練を実施されております。令和5年には、6月26日から27日に約20名、令和6年には、7月23日から24日に約80名、令和7年には、1月14日から15日に約100名の隊員による訓練がなされており、その内容については、旧白浜空港からの補給品の受領などを行う兵たん訓練、電報指揮所の開設、後方支援部隊の開設などとなります。

以上です。

○議長（松井孝恵）

栗田君。

○2番（栗田八郎）

自衛隊の訓練時には、町はどのように関わっているのかをお聞かせください。お願いします。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

自衛隊の訓練時には、町として特には関わってはいません。

以上です。

○議長（松井孝恵）

栗田君。

○2番（栗田八郎）

和歌山県に災害が発生した際は、陸上自衛隊中部方面隊第3師団が災害派遣の任務に就きます。その中でも大阪府和泉市に駐屯いたします、先ほども町長からお話がありました37普通科連隊が、主に和歌山県の担当部隊となります。日頃から、地形習熟訓練や機動訓練と称し、県下の各地を徒歩や車両での移動訓練を行っております。道路整備等のインフラ整備が比較的遅れがちな半島地域、紀伊半島でありますので、紀勢自動車道や国道42号等が寸断された場合は、航空輸送力に頼らなければなりません。そんなときに航空輸送力を駆使しているのが、和歌山県防災ヘリもあるんですが、大阪府八尾市に駐屯しております陸上自衛隊中部方面航空隊であります。中部方面航空隊では、多用途ヘリコプターUH-1J、UH-2を有し、その他、大型輸送が可能なCH-47、通称チヌークも保有、観測用ヘリコプターOH-1も有する航空部隊であります。大阪府八尾駐屯地を離陸後約30分で南紀白浜空港まで到着するとお聞きしました。また、防災ヘリやドクターヘリと比べると、陸上自衛隊の航空機は計器飛行装置も装備し、パイロットには、NVG(ナイトビジョンゴーグル)、赤外線暗視装置を使い夜間飛行を行うことができ、制限はあるものの夜間での飛行も可能になります。

和歌山県は、比較的迅速に航空機による災害対応が可能な地域となります。しかし、どうでしょう。私が思うには、上富田町は、自衛隊との関係が比較的薄いと感じておりました。以前から一住民として感じておりました。また、町議になってからは、明確に感じております。自衛隊との関係を濃密にし、住民の生命、財産を守ることに軸足を置いてよいものではないかと思っております。上富田スポーツセンターの広域防災拠点指定に際し、県当局だけではなく、陸上自衛隊第3師団並びに37普通科連隊中部方面航空隊等の助言をいただいてもよいのではないかと思います。

ここで町長にお聞きします。

今後の広域防災拠点指定を踏まえて、自衛隊との関係強化に対する町長の考えをお聞かせください。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

災害時における自衛隊との連携については、上富田町地域防災計画の中で、派遣要請から受入れ、その後の活動における協力体制等について定めております。

災害発生後の自衛隊の活動については、被害状況の把握、避難の援助、遭難者の捜索・救助、水防活動、消防活動、道路または水路の警戒、応急医療、救護、防疫等の支援、通信支援、人員及び物資の緊急輸送、炊飯または給水の援助、危険物の保全及び除去、その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力上で可能なものについては所要の措置を取るといった多岐にわたる活動にご協力をいただくこととなります。

町においては、災害対策本部の総合調整室が派遣部隊の指揮官と調整に当たることとなり、また、自衛隊との緊密な連携を図るため、自衛隊の本部、事務室を設けるといったことも定めております。これらについては、地域防災計画の中の災害応急対策・復旧復興計画において定めているものですが、これらを円滑に実施するため、災害発生前である災害予防計画において、総務課は平常時から連携体制の強化や派遣の要請手続の明確化など、自衛隊との連携体制の強化を図ると定めております。

この平常時からの連携体制の強化については、議員ご指摘のとおり、充実したものには至っていないと考えられますので、上富田スポーツセンターの広域防災拠点の指定なども踏まえた今後の強化に向けた取組について、どういったことができるのか検討してまいります。

以上です。

○議長（松井孝恵）

栗田君。

○2番（栗田八郎）

今月発生した青森県東方沖地震では、広い範囲で揺れが観測され、併せて津波への警戒が呼びかけられました。こうした状況を見ても、地震は決して他人事ではなく、いつ、どこで発生してもおかしくなく、平時からの備えを着実に進めていく必要があります。

現在、自衛隊の訓練時には、町は関わっていない状況にありますが、今後は平時の段階から自衛隊と関わっていくことが必要であると私は思います。その一環として、自衛隊、警察、消防、役場関係課が参加する机上訓練を年に数回、継続的に実施することで、より効果性のある体制づくりにつながっていくことと私は思い、期待して、次の質問に移ります。

次の質問です。上富田中学校の体育館についてを質問させていただきます。

6月定例会に引き続き、町有施設の木造、木質化についての質問に移ります。

奥田町長は、安心・安全、持続可能なまちづくりを進めたいと語り、防災・減災、デジタル化の推進、教育環境の改善などを重点施策として挙げられ、上富田町立上富田中

学校体育館の建て替えを検討していくとの考えをお示しになりました。

また、昨年度より、上富田町内の小学校5校の体育館に、周辺市町でも先進的にエアコンの設置工事に取り組み、本年7月に運用開始されております。私たちが幼少の頃は、子供にクーラーはぜいたくだという時代でしたが、昨今は状況が異なり、地球温暖化による毎年の酷暑が続き、熱中症対策は行政の重要な課題の一つとなっております。また、防災・減災対策としても、夏場の災害に備え、避難所ともなり得る学校体育館へのエアコン設置は急務とも考えます。一昔前では、体育館は体育の授業や全校集会、クラブ活動などが主な使用目的でしたが、近年、その果たす役割は変化し、災害時の避難施設となるケースが他の自治体でも増えてきています。大規模災害時に、体育館が避難施設として使用される映像をテレビ等で目にしました。

小規模な公民館や町内会館とは違い、体育館にエアコンを整備するには巨額の予算が必要です。町当局が利用できる補助金や起債を慎重に検討され、先ほども申し上げた町内全ての小学校体育館にエアコンを設置されたことは、奥田町長のすばらしい判断、実績に当たると思います。

さて、話は変わりますが、現在の上富田中学校体育館は、私が通学していた頃には既に建設されておりました。相当な年数が経過していると記憶しています。教育委員会にお伺いすると、昭和41年に建てたということで建築後既に59年経過していることとなります。

奥田町長は、重点施策課題の一つとして、教育環境の改善、併せて防災・減災対策も掲げておられます。今後建築予定の上富田中学校体育館においても、エアコン設置は必須と考えております。私や町長の母校である上富田中学校の体育館建設は、中学校の生徒や保護者の期待だけではなく、災害時の避難所としての役割もあることと考えられ、上富田町民にとっても大きな関心を寄せられることと考えます。私も、町民が誇れる施設、町外から見学に来ていただけるような施設整備に、非常に期待を寄せております。

そこで、建築に関し、私の私見を述べさせていただきます。

体育館といえば、一般的に鉄骨造や鉄筋コンクリート造が多いと思うんです。しかし、以前、私の質問でも触れましたが、町長や私の母校である和歌山県立熊野高等学校は、林業学校として設立、熊林と呼ばれた歴史があります。創立100周年記念事業として、講堂や寄宿舎を木造で建設され、その歴史を継承されております。また、町内には、現在も製材所が3か所あり、田辺市に本社を置く木材会社も貯木場を町内に置いています。熊野高校、製材所、貯木場に加え、県有施設ではありますが、和歌山県林業試験場、和歌山県農林大学校、林業研修部も町内に置かれており、上富田町は、今も昔も木材産業の要所として歴史を重ねております。

上富田町では、和歌山県に準じて上富田町木材利用方針を平成24年に策定、公表しています。この方針には、次のような内容が盛り込まれております。建築基準法、その他の法令に基づく基準において、耐火建築物とすること、または、主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物においては、原則として木造化を図るものとする。また、低層建築物以外の建物であっても、技術開発の進捗やコスト面の課題解決等を踏まえ、積極的に木造化を推進するものとする。

建築基準法の改正や耐火性能等の向上により、現代では大抵の公共建築物が木造で建設される、建設できる時代となっております。先ほども述べさせていただいた熊野高校講堂や寄宿舎、また、和歌山県が日高富安団地県営住宅を木造で建設するための設計業務について、鋭意進めていることはその証拠です。今後、建設が検討される上富田中学校の体育館においても、上富田町木材利用方針に従い、木造、木質化を進めることを強く要望いたします。

次に、上富田中学校の立地は、富田川の隣接地ということもあり、地盤が脆弱であることが予測されます。仮に鉄骨構造や鉄筋コンクリート構造の体育館を建設するとなると、地盤の状況にもよりますが、相当の地盤改良や基礎工事が必要になってくると考えられます。多額の予算が必要になるものと考えられます。

そこで質問です。

鉄骨造や鉄筋コンクリート造に比べ、軽量である木造を利用することにより、地盤改良や基礎工事が安価に抑えられることや、木材を利用することへの補助金等も利用すれば、鉄骨と比較してもさほど変わらない施設ができるものではとも考えますが、町としての考えはどうでしょうか。お伺いします。

○議長（松井孝恵）

教育委員会事務局長、瀬田和哉君。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

お答えいたします。

上富田中学校の体育館の建設における地盤対策と建築材の選定につきましては、財政負担の観点から考えても、非常に重要と考えてございます。

まず、現在の体育館の規模についてですが、建設予定の体育館の規模なんですけれども、国の学校等の施設費の国庫負担に関する法律施行令による中学校体育館の確保面積では、今後の学級数の動向で想定しますと、18学級以上の1,476平米以上が必要と考えてございます。参考に、町内の体育施設でいいますと、大体、朝来小学校規模ぐらいというのが目安としてございます。

この規模の大きな空間の建物を建築する場合なんですけれども、設計の専門家の方の

ご意見を伺いますと、やはり柱がないこういった体育館、特に大きなスパンがある建物につきましては、木造で建設する場合はコストはかなりかかってくるものというふうなご意見もいただいているところでございます。コストが大きくなるという理由としましては、一般的に体育館のような大きな空間を有する建築物では、面積が大きくなるほど木造での強度確保のための高度な技術が必要とのことで、具体的には複雑なトラス構造であったりとかラーメン構造の採用が不可欠になってくるとお伺いしてございます。また、これに伴い、構造計算の設計費用や特殊な木材の加工費用が増嵩し、費用がかさんでくるというふうな傾向になるということでございます。

このため、議員もおっしゃられますように、木造で現在の技術であれば安くつくのではないかと、いろんなご意見いただいているところなんですけれども、大きな建物につきましては、やはりコストが増えるというのが一般的な見解というふうに認識してございます。

また、補助金では、和歌山県が紀州材の利用促進を図る補助制度を設けてございます。令和7年度現在においては、公共事業の場合なんですけれども、利用材積に応じ、上限では1,500万円の補助金が出るということもあるため、今後、補助金の動向も視野に、積極的な利用を行っていきたいと考えてございます。

議員ご指摘の地盤改良費の抑制という木材構造とした場合のメリット、また、補助金による支援を考慮しつつ、一方で大規模木造建築によるコスト増の可能性、こういった課題もありますので、こういったことから、体育館の建設に当たりましてはまだ詳細な設計もできてございませんので断言はできませんが、地盤の専門業者であったり、建築の専門業者の双方のご意見を伺いながら、木造、鉄骨造、また、その他の工法、あらゆる工法について、また、地盤改良費と上部構造費をトータルして比較検討し、費用対効果が最も高い工法を慎重に選択したいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

栗田君。

○2番（栗田八郎）

次に、上富田町は、隣接自治体に比べると中山間地域はなく、森林面積も少なく、森林環境条例も少ないですが、森林環境譲与税の利活用という観点からも、木造、木質化は有効な手段となります。

さらに近年は、木育という言葉が生まれているように、木材は、炭素貯蔵の効果だけではなく、木のぬくもりや温かみは児童・生徒の健全育成にも資するものと、研究結果があると聞いております。

同じ建て替えを行うのであれば、子供たちが誇れる施設、住民が誇れる施設整備に木造建築の導入を検討してはいかがでしょうか。上富田中学校の木造建築に対する町長のお考えをお聞かせください。

○議長（松井孝恵）

町長、奥田誠君。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

木造は建築時の炭素排出が少ないことや炭素を固定、貯蔵する特性があり、脱炭素社会の実現に貢献します。

前回の議会でもお答えしましたが、上富田町では、上富田町木材利用方針に基づき、町が整備する公共建築物には、低層建築物は原則として木造化を図ること、また、低層以外の建物についても可能な限り紀州材を使用したいと考えております。

ただし、上富田町では、今後、福祉費や公共事業の増嵩、また広域圏事業などに対する負担などの相当の財政負担が必要となってきます。公共建築物の改修や新築の検討時には、先ほど瀬田局長からも説明しましたとおり、費用対効果を踏まえ慎重に検討を行い、木造建築が難しい場合でも内装などの木質化を図ることで可能な限り紀州材を利用したいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（松井孝恵）

栗田君。

○2番（栗田八郎）

以上、上富田中学校体育館の木造、木質化について、教育環境の向上や地域との関わり、将来の施設の在り方という観点から質問をいたしました。町としての考え方や課題を整理していただき、今後の検討につなげていただければと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（松井孝恵）

これで、2番、栗田八郎君の質問を終わります。

10時55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時53分

○議長（松井孝恵）

再開します。

引き続き一般質問を行います。

6番、正垣耕平君。

正垣君の質問は一問一答方式です。

まず、クマ対策・住民不安の解消についての質問を許可いたします。

○6番（正垣耕平）

それでは、通告に従いまして一般質問を始めていきたいと思えます。

今回2つです。

クマ対策・住民不安の解消についてとして、まず1問目を進めていきたいと思えます。

まず1つ目に、現状のクマ対策についてです。

9月の議会でも本当はしておかなきゃいけなかったなというような思いでおるんですけれども、この熊の目撃情報が町内でも相次いでいる状況について伺っていきます。

テレビでこれだけ多く報道が連日されて、あらゆる専門家の方が熊について、またいろんな角度から自然の角度からもお話をされている中で、いろいろ思うところはたくさん皆さんあると思うんです。ただ、町民の皆さんの間でも、熊に対する危機感が、意識が日増しに高まっているとも感じております。実際、本町でも11月だけで、公式LINEアカウントを持っているんですけれども、11月で5回、今月に入って2回、熊の目撃情報がアナウンスされており、その都度、注意喚起をされてきたところだと思っております。目撃情報といっても、その中には熊らしきものとか、熊らしき鳴き声かというものも含まれておるのも承知しております。

3日前の紀伊民報で、印南町まで特定外来生物のクビアカツヤカミキリが南下してきたと、被害が確認されましたというニュースがありました。動物とか昆虫とかというのは、これは自らの種が絶滅しないように生きていくために移動をしているだけであって、餌を求めて出てくる熊もその一つやと思っておりますが、人間と距離が近くなってしまったときには、考えて行動しなければいけないのは人間のほうやというふうに私は当然考えておりますので、今回の質問の趣旨として置いておきたいなと思っております。人間の経済活動を阻害したいとか傷つけたいとかということ、動物、昆虫は思っていないということは思うところなんです。

町民の皆さんからは、幾つか声を聞いておりまして、夜のウォーキング、夕方のウォーキングなどを控えるとか、もしくは行けなくなったとかも聞いておりますし、通学路は大丈夫なのかと、最低限必要ではないかという声も、心配だという声も聞いております。またキャンプとか、こういう活動にもう行けなくなったという、完全に行けなくな

ったよという声もたくさん聞いております。といった日常生活に直結する不安の声が寄せられております。

こうした状況を踏まえてお伺いします。

本町として、現時点で講じている熊対策はどのようなものか。また、目撃情報の増加に伴う町民の不安に対して、どのような体制で迅速な情報共有や安全確保に取り組んでおられるのか、現状と課題を併せてお示しくください。

○議長（松井孝恵）

振興課副課長、山根康生君。

○振興課副課長（山根康生）

お答えいたします。

現状のクマ対策についてということで、ご指摘のとおり、熊らしき動物の目撃情報が今年度に入り20件を超えるなど、例年と比較しましても増加の傾向にあり、住民の方からの不安の声が聞かれ、また危機感が高まっていることについて対策ですが、まずは、目撃情報があった場合には、通報者に連絡を取り詳細に内容の確認を行っております。その後、できる限り迅速に地域住民の人身被害防止に向け、防災行政無線やLINEによる注意喚起に加えて、現場付近の巡回を実施しております。

体制としましては、基本的に開庁時の平日は、振興課農林水産班で対応しておりますが、通報が増えていることにより、11月からは振興課全体で2名体制の当番制を組んで、夜間、休日の対応に当たっているところでございます。

本町で行っている対応としましては、1つ目は、熊と遭遇しないためと人里への誘引防止等に向けた住民への注意喚起、2つ目は、目撃情報があったときの対応でございます。

1つ目の対応につきましては、熊の生態や被害に遭わないため、また熊を引き寄せないための情報を住民に知ってもらうため、10月に町ホームページに掲載し、注意を呼びかけているところでございます。

2つ目の対応としましては、熊が出没した場合には、警察や猟友会と連携し、現場の状況確認や巡回、必要に応じた追い払いの対応ができるように、体制を整えているところでございます。

課題としましては、目撃情報の多くは朝方や夜間の通報がほとんどであり、熊であることが特定できない場合が多くあることや、目撃者からの通報が警察経由の場合や人づてで連絡がある場合などにより、発見時刻から役場担当課までの連絡に時間がかかってしまい、注意喚起を行うまでに時間がかかってしまうことが挙げられます。熊は活発に動き回る動物であるため、発見の通報を受けた後に現場に向かっても、熊を発見するこ

とは困難であります。しかしながら、人身被害防止に向けた対策としましては、目撃情報を周知することが非常に必要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

正垣君。

○6番（正垣耕平）

出没した場合には、警察や猟友会の方と連携してということはもう取れていると、用意はしておられるということで、これ体制は取れているのかなと思う中で、ちょうど2日前の夜に熊が出たとかそういうことではなかったんですけども、下鮎川にお住まいの方から連絡いただきまして、熊の質問をするそやなということで、周知している、放送しているという内容だったんですけども、より具体的に説明してくれへんかなということで、どのような熊がどんな状態が出たのかとかいうことをもし分かれば、とにかく広く説明をしてほしいんですけどもなという話もあったということをちょっと添えて、次の質問に移りたいと思います。

2つ目に、11月14日、国から示された「クマ被害対策パッケージ」についての見解についてお伺いをします。

今回、示されたパッケージというのはこういうものなんですけれども、これ概要ですが、熊による事故の多発と全国的な緊急性を踏まえて、自治体がすぐに取り組むべき対策を整理したものと理解しております。特に、これは重要だなと感じる点は、国のパッケージが緊急的に対応するものと、短期的に取り組むこと、中期的に取り組むことと、3つに明確に区分されております。その中で、自治体が自分たちの状況に応じて段階的に施策を打ちやすいように整理されている点だと思えます。

この中には、この真ん中のところですが、短期的に取り組むことの一番下のところに、河川における出没対策のための樹木伐採や占有許可、円滑化等、国交省に関わるものとされているんですが、ここで思うことなんです、先ほど1問目に言いましたウォーキングを控えるようになったというところですが、このウォーキングコースの安全確保に生かせる対策というのもこの中に含まれているのかなと思う中で、例えば見通し確保のための草刈りですとかハード整備、注意喚起の強化、看板も含めて、出没の見える化、ここで出ましたとかいうことも含めてですが、これを住民の皆さんの生活動線に直接的に寄与する施策が盛り込まれているものと思っております。

そこでお伺いします。

国が示したクマ被害対策パッケージについて、本町として、この中のどの部分をどのように活用できると考えているか。また、緊急、短期、中期と3区分の考え方を踏まえ

て、上富田町として優先して取り組むべき項目はどれだと判断しているのか、見解をお示しく下さい。

○議長（松井孝恵）

山根君。

○振興課副課長（山根康生）

お答えいたします。

クマ被害対策パッケージは、人の生活圏から熊を排除するとともに、周辺地域等において捕獲等を強化することで、増え過ぎた熊の個体数の削減、管理の徹底を図り、人と熊のすみ分けを実現することが目的とされております。この背景には、熊による死者数が過去最大を大幅に更新し、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっていることを踏まえ、国民の命と暮らしを守り、国民の安全・安心を取り戻すために策定がされております。

国のパッケージは、3つに区分されていますが、優先して取り組むべき項目について、まず、緊急的に対応することに関しましては、都道府県、市町村等との連携した出沒時の安全確保、これだと思っておりますが、これは今現在、着手済みとなっております。

短期的に取り組むことについては、河川における出沒対策のための樹木伐採や占用許可円滑化等についてが挙げられますが、議員からご指摘のありましたウォーキングコースの安全確保に生かせる取組だと考えられます。ふだん歩いている付近の樹木等を伐採し見通しをよくすることで、住民の方が安心してウォーキング等を行えるのではないかと考えられます。

中期的な取組については、例えば、ガバメントハンターの育成などの検討も必要となりますが、銃猟免許の取得につきましては、試験に加えて銃の所持許可も必要となります。手続が複雑で時間を要するといった側面もございます。

今申し上げた事項につきましては、当町が取り組むべき項目の一例であります。クマ被害対策パッケージは、関係閣僚会議で決定されたものの、現時点で補助事業等の具体的な支援策が示されておられませんので、今後、国や県の動向を注視しながら、上富田町としてどのような取組ができるのかを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

正垣君。

○6番（正垣耕平）

パッケージの中から、都道府県、市町村等と連携した出沒時の安全確保、これ既に取り上げられると。先ほどこちらからも言いましたが、短期的に取り組むこととして、河

川における出沒対策のための整備等々、これは可能性があるということで今お聞きしました。

その中で、3つ目の質問に入っていきたいと思います。

クマによる直接被害だけでなく、間接的な被害、生活不安を解消する取組についてと質問します。

今回、間接的な被害ということで書かせてもらっているんですが、先ほどから言っている不安や怖いという声の中には、運動を控えるとかそういったことをよく聞きます。犬の散歩行くのも怖いとか、それもちよっと彦五郎公園の前とかに夕方立ってみると、それでもその時間しか行けない方がたくさんおられて、いろいろ時間調節をされておる中だと思うんですが、彦五郎公園付近でも熊のようなものが目撃という話もありましたので、これは当然、皆さんの意識が高まっているなと思うんですよね。町民の皆さんからは、実際に熊そのものに遭遇したわけではないものの、日常生活にこれだけメディアでもたくさんありますし、目にしますから、じわじわと影響が出ているという声を多くいただいております。

例えばですけれども、先ほどから言いますように、ウォーキングは怖くなった、健康維持のための活動が少なくなったとか、あとは趣味のキャンプ、山歩きなどにも行けなくなったと。通学路のことですね。あと、ここからあれなんですけれども、実際、熊がどこまで来ているのか、迫ってきているという感覚に陥ると、落ち着かないですとか、あと目撃情報そのものが増え過ぎて、かえって緊張感が薄れてきているのが逆に怖いと言った声をよく聞きます。本当にそのとおりでなと思ってしまして、どの程度、熊に対して危機感を持つかというのは人それぞれで、住む場所とか活動しているエリア、仕事場とかで全然違ってくると思うんですが、私はこうしたこの生活の質そのものに関わる変化ということを見逃してはならない間接的な被害だと考えています。事故が起きる前から不安を抱え、ふだんの生活が制限されてしまう。これは町として真剣に受け止めるべき状況だと思っております。直接被害はなくても、これ長い話になっていきますと、これ健康被害にも私つながってくると思っております。

そこでお伺いします。

熊による直接的な被害だけでなく、生活の不安や行動の制限といった間接的な影響をどう受け止めて、どのように解消していくのか。特に、先ほど来から言っている場所、注意喚起、ウォーキング等々の確保、安全確保、通学路の不安への対策、こういったことも含めて、実際の生活と行動に寄り添った町としてのお考えをお示してください。

私としては、この国のクマ被害対策パッケージで示された緊急、短期、中期の3区分を踏まえれば、間接的な被害の解消につながる施策は今すぐにでも取り組めるものが多

いと感じております。先ほどから言っていますが、ウォーキングコースで彦五郎公園トリムコース、あそこを歩いている方が心配やということを聞いています。もう町のシンボルといますか、あそこは桜も花もきれいで、ずっと通っているところなんで、あそこでクマが出たということで、非常に心配だなというふうに思っています。僕自身も行ってみると、ここが怖いんだろうなという場所って分かるんです。ただ、でも実際行ってみると細い竹が生い茂っていて、熊が出てくるかと言われてたら、どうなんだろうと思うんですが、先が見えないという茂みということでそのものにちょっと恐怖を抱かれる方も、ニュースを見ていると当然やと思っています。

こういったこの何か偶発的な人と熊の瞬間的な接触というのが、一番、熊に対して危ないと言われていまして、このあたりも含めて安心・安全な暮らしを守る観点から、現状の認識と今後の方向性、ご答弁をお願いします。

○議長（松井孝恵）

山根君。

○振興課副課長（山根康生）

お答えをいたします。

目撃情報が相次ぐ状況で、事故は起こっていないものの、夕方、夜間の活動自粛、趣味の制限、通学路への不安といった、日常生活における行動が制限されている状況は、本町としても深刻な被害であると認識をしております。

夜間のウォーキングコースの安全確保につきましては、まず、鈴やラジオ等の音を出すものを携帯し、明るいLEDライトやヘッドライトで周辺を照らす。また、単独での行動は避け複数人で行動し、熊に人間の存在を知らせることが対策として有効だと考えております。

子供たちの通学路への不安の対策につきましては、現在も保護者やボランティアで見守り活動をしていただいておりますが、目撃情報があつた場所での見守り活動を強化するなど、地域全体で情報を共有し、連携して対策を行っていくことが必要であると考えております。

出没状況の具体的表現につきましては、熊の目撃情報が多い東北地方の自治体などでは、熊の出没を地図上に示してホームページに公開しているところもございますが、本町においては、熊と特定できたケースが今現在ほとんどない状況でありますので、今後の状況により検討してまいりたいと考えております。

住民への情報発信や注意喚起の改善については、これまで目撃者が警察へ通報するケースが多く、きしゅう君のメール送信に合わせた形で注意喚起を行ってきた事例が多くあります。しかしながら、住民の不安をあおっているという一面も考えられます。ここ

最近では、動物の鳴き声がする、道路上に動物のふんがあることに対して、熊のものではないかといった通報があるのも確かであります。

今後については、全ての通報に対して注意喚起を行うのではなく、不確かなものに関しては放送を見合わせることや、放送するエリアを考慮することも検討の上、対応を行いたいと考えております。

彦五郎公園のウォーキングトリムコースの伐採につきましては、先ほども申し上げましたが、伐採により見通しをよくすることで住民の安心につながるため、有効であると考えます。しかし、こちらにつきましては、環境担当部局や管理者との協議が必要となりますので、また、具体的な場所等をお示しいただけたらと思います。

直接的な人身被害を今後防ぐことはもちろん、住民が安心して生活できる環境を整備することが間接的な被害の解消につながると考えておりますので、取組について具体的に今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

正垣君。

○6番（正垣耕平）

今、答弁聞いて、熊による直接的な人身被害だけでなく、日常生活に生じている不安や行動の制限についても、町として重要な課題であると、そういう認識は共有できたかなというふうに思っています。

先ほどから言っている場所についてですけれども、通学路の一部でもありますし、対策できる場所、山裾をずっと緩衝エリアをずっとつくるというのは現実的にすぐできるものではないですから、ただ町として見える対策をしていくということは非常に重要なことかなと思っていますので、積極的に進めていただきたいなと思っています。

また、先ほどから通学路の話もしておりますが、兵庫県の宍粟市というところでは、当下校をはじめとする外出する際の児童・生徒の安全性を高めるための対策として、市内在住の小・中学生全員に、熊よけの鈴を配布しました。兵庫県では、もうこれ幾つかの市町、僕見たときで5市町のところが熊よけの鈴を配布するというようなことも動きが広まっているそうです。終わりのないものだと思うんです、熊と共存していくという部分では。

ただ、対策は出たからにはやっていくというのは当然必要なことになってくると思います。クマリスクという言葉がありますように、これの対策については本当に容易ではないと思うんですが、事故を防ぐことと同時に、暮らしを守ることを軸に据えた対応が重要であるなど、改めて感じております。今後も現場の状況や町民の声を踏まえながら、

安心して生活できる環境づくりが着実に進むことを期待して、私からの熊の対策についての質問を終わります。

次にいかせてもらいます。

2つ目です。災害時の排水インフラ連絡体制についてと質問させていただきます。

まず1つ目に、施設管理者と災害対策本部との連携、連絡、判断フローの整備状況と、実効性を高めるための運用・訓練の必要性についてとして質問をします。

大規模災害が発生した際、下水道や農業集落排水といった排水インフラが機能不全に陥ると、生活衛生環境の悪化や避難所運営の停滞など被害は一気に広がります。

10月に、先ほど来から出てました総務文教常任委員会で熊本県益城町のほうに視察をさせていただきました。被災地での排水施設の停止、職員が対応に追われた実態、応急的な判断の遅れが住民生活の不便を大きくした例など、非常に多くの学びを得ました。視察の研修時間も過ぎて、今現在の上下水道課の担当の方が残っておられましたので5分ほどちょっと立ち話をさせていただいたんですが、その方が繰り返し言っていたのは、災害対策本部と施設管理者の情報共有が途切れると判断が遅れましたという点でした。

排水施設というのは、私も上富田浄化センターが立ち上げしてから10年近くそこにおりましたので、非常に専門性が高いものです。浸水、停電、通信断など多様なダメージを受けたとしても、それらを手動で復帰して維持管理の人員が維持していくという、もちろんそういう段階を踏まえた用意をされておるんですが、その際に、どの段階で施設管理者が災害対策本部に情報を上げていくのか。何をもって応急措置、住民周知、代替手段へ切り替えるのか。こういった判断フローが事前に明確で用意されていなければ、災害時にはそういった人の感覚とか経験とか、そういうものに頼ってしまうことになってしまいます。

本町でも、上下水道課や農業集落排水の管理部署、そして、災害対策本部との連携は当然ながら平時から図られていると思います。しかし、益城町の事例を見る、お話を聞く、その上では、フローがあることと被災した状況下で実際に機能することとは全くの別問題であると痛感をいたしました。災害時は複数箇所でも同時多発的に問題が発生します。限られた人数での対応が求められます。だからこそ、紙で示されたマニュアルだけでなく、実際に情報がどの順番で誰に共有されるのか、本部がどの程度まで専門部署へ判断を委ねるのか、初期対応の優先順位をどう共有しておくのか、こうした運用面が非常に重要だと考えております。

益城町の職員さんも、設備の訓練だけでなく、連絡訓練こそ必要だったと語っておられました。つまり、もう机の上でも構いませんが、災害対策本部と施設管理者が同じ想定で動く、維持管理業者も含めて、管理する皆さんと同じ想定で動く訓練があるかが実

効性を左右します。

そこでお伺いします。

本町の下水道及び農業集落排水施設において、施設管理者と災害対策本部との連携、連絡、判断フローは、現在どのように整備されているのか。そして、実効性を高めるために、今後、合同で運用訓練や情報共有訓練を行う考えはあるのか、お伺いします。

○議長（松井孝恵）

上下水道課副課長、陸平将史君。

○上下水道課副課長（陸平将史）

お答えします。

下水道は、住民生活にとって重要なライフラインの一つであり、被災した際に、その機能を維持、または早期に回復させることが必要不可欠であることを踏まえ、災害時における下水道施設の対応について、平成28年に下水道BCP（業務継続計画）を策定し、発災後の行動指針を明確にしております。発災直後には、災害対策本部と連携し、必要に応じて人員の要請を行うとともに、処理施設については、維持管理業者と被災状況の確認をいたします。また、管路施設に関しては、巡視点検を行い、住民の方々からの情報提供ももとに、総合的に下水道使用の可否について判断し、災害対策本部に情報を共有することとしております。

災害発生時に、迅速かつ適切な対応を行うためには、運用訓練が重要であると認識しております。また、町の防災訓練の日に合わせて、上下水道課の職員でマンホールの点検等、BCPに沿った災害を想定した訓練や、毎年、和歌山県下水道課主導で県内の下水道事業者が参加し、情報伝達訓練も実施しており、連携運用体制の強化に努めているところです。

しかしながら、現状では、他の関連部局や維持管理業者を含む民間企業等との連携部分は十分とは言えず、今後の課題と捉え、引き続き災害時の対応力向上に向けた取組を進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

正垣君。

○6番（正垣耕平）

運用訓練が重要であると捉えていただけて、今ある下水道BCP（業務継続計画）を策定して、それにのっとってやっておられるということをお聞きしました。ただ現状では、上富田町においては、まだまだ課題がありますと、民間企業さんとの連携部分は十分とは言えないというお話もありましたので、その辺りも含めて、2つ目の質問に入

っていきたいと思います。

先ほどの災害時の対応力向上に向けた取組を進めていくという部分なんですが、災害発生時において、施設状況を迅速かつ正確に伝達する手法の明確化についてとして質問します。

発生時において、下水道の使用に関する情報を防災行政無線、こういったことというのはやっておられるのかなというふうに思う中で、災害というこの非常事態においては、下水道施設の維持管理に関わる職員の皆さんもそうですし、また役場の職員の皆さんも当然、同時に被災者となり得る可能性があります。巡視点検や情報集約、この判断に時間を要する場面も想定されます。そのような状況下では、施設のどの情報をどの段階でどの表現で伝えて、住民に伝えるのかをあらかじめ整理しておくことが混乱を防ぐ上で、重要だと考えております。

そこでお伺いします。

災害発生時において、下水道及び農業集落排水施設の状況を把握した上で、この施設が使用できるのか、使用を控えるべきか、使用を停止すべきかといった判断を住民の皆様にもどのような基準や考え方で迅速かつ正確に伝達していくのか。また、巡視点検に時間を要する場合や通信手段、人員が限られる状況を想定した情報発信の優先順位や表現の整理について、平常時からどのように検討しているのか。

以上、災害発生時において、施設状況を迅速かつ正確に伝達する手段の明確化についてお聞きします。

○議長（松井孝恵）

陸平君。

○上下水道課副課長（陸平将史）

お答えします。

災害発生時における下水道の使用については、住民の皆様にも、迅速かつ正確に情報提供することが最も重要であると認識しております。発災後、職員による巡視点検を実施し、処理施設及び管路施設の被災状況の確認をいたします。その結果を踏まえ、下水道の使用に制限がかかる場合、防災行政無線や広報車、SNS、ホームページなどを活用し、住民の皆様への情報提供を考えております。災害発生時の混乱を極力避けるためには、平常時から下水道の使用に関する周知を行っていくことが重要であり、災害時の対応方法や使用制限の可能性などの広報も検討しており、下水道区域にお住まいの方々の意識向上にもつなげていきたいと考えてございます。

○議長（松井孝恵）

正垣君。

○6番（正垣耕平）

災害発生時において、下水道の使用に関する情報を防災行政無線、広報車、SNSやホームページなどを活用して住民の皆様にご正確に伝えていくという考え方は理解をいたしました。

その上でなんですが、トイレが使用できないという本当に非常事態です。使用できても管路並びに処理施設がもう受入れができないといった状況を想定して、3番目の質問に移りたいと思います。

処理施設機能不全状況を前提とした住民行動マニュアルの作成についての必要性ということで、お伺いします。

災害によって、下水道や農業集落排水施設が機能不全となった場合、影響を受けるのは、日常生活の根幹であり、特に衛生面に大きな不安が生じます。益城町の視察でも、排水機能の停止が避難生活のストレスや衛生トラブルにつながったという具体的な事例を伺ってきました。改めてその重要性を実感したところです。

本町のような人口約1万5,000人のコンパクトな町においては、1つの施設の停止が広域に影響してきます。だからこそ、町が準備すべき備蓄、住民お一人お一人に備えていただくもの、そして地域で助け合う共助の考え方を平時から共有しておくことが必要だと考えております。

このマニュアルという言葉にこだわる必要はなくて、住民が災害時に迷わず判断できる行動の目安や判断の流れを町として分かりやすく示すことが大切だと思っています。例えば、トイレを使ってよい状況、使ってはいけない状況の目安、簡易トイレへの切替の判断、町の備蓄と個人備蓄の役割の分担と地域で協力し合える仕組みなど、実際に困る場面を想定した行動のよりどころとなる情報が必要です。こうした視点が事前に共有されていれば、災害時の混乱は大きく減らせますし、住民の不安軽減にもつながると考えています。

そこでお伺いします。

災害時に排水処理施設が機能不全となる状況を前提として、住民が迷わず行動できるよう、町としてどのような行動の目安や指針を示し、いわゆる住民行動マニュアルの作成について、どのように必要性を認識しておられるのか。

以上、処理施設機能不全状況を前提とした住民行動マニュアルの作成の必要性についてお伺いします。

○議長（松井孝恵）

総務課長、十河貴子君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

公共下水道施設及び農業集落排水施設が機能不全となった場合を含む発災後、住民の皆様が迷わず行動するためのマニュアル等の必要性につきましては認識しておりますが、現在整備はできておりません。こうしたマニュアル等行動の目安等につきましては、平時から町公式ホームページなどで確認できるようにしておくことが必要であると考えております。先ほどの上下水道課からの答弁にもありましたように、災害時の対応方法や使用制限などについて周知を行うことで、住民の皆様の防災・減災意識の向上につながるものと考えております。

ここで、大規模な災害が発生し、公共下水道、農業集落排水施設ともに機能不全となった場合のトイレの使用について説明させていただきます。

実際には、下水道施設の被害状況を把握するため、巡回点検を実施し、処理施設や下水道管路の損傷により処理機能を維持できない、または機能低下により汚水の滞留、逆流の二次災害が生じる恐れがあると判断した場合、下水道の使用制限を行う必要があります。上下水道課から、災害対策本部にその旨の報告があった場合の周知方法として、先ほどの答弁でもありましたように、防災行政無線等によりまして、トイレや台所等の使用を控えるなど、節水のご協力をお願いすることとなります。

町で開設する避難所では、このような場合には、ラップ式トイレ、これは水を使用せず熱圧着によって排せつ物を1回ごとに個包装して密封するポータブルトイレでございますが、ラップ式トイレの活用に加え、既設のトイレの便器が壊れていない場合は、凝固剤を使う、簡易トイレを使用する計画としており、簡易トイレの備蓄を進めております。ご家庭においては、災害が発生し、トイレが通常のように使えない場合には、簡易トイレを使っていただくこととなります。

今年度、生馬小学校で実施した防災訓練では、防災士で消防団女性分団の副分団長に、災害時の携帯トイレ等の重要性について講演をしていただきました。

講演の内容を簡単にご紹介しますと、人は1日平均で5回から7回トイレをすると言われており、仮にお1人1日5回とすると、4人家族であれば1日20個の簡易トイレが必要となり、ご家族の1週間分備蓄するとなると、140個分の簡易トイレが必要になること。次に、使用する際は、まず便器に大きめのビニール袋などをかぶせて固定してから簡易トイレをセットすると清潔に使用できるなどのお話をいただきました。その後、実際に簡易トイレを使う訓練の指導もしていただきました。参加者の方からは、家庭での備蓄について考えるよいきっかけになった等のご感想をいただいております。

災害時のトイレ問題は、発災後すぐ対応が迫られる問題です。今後、住民に向けては、防災訓練や防災イベント、町内会等への出前講座の機会を活用し、家庭での簡易トイレ

の備蓄の推進について啓発を推進、強化してまいります。その際に、簡易トイレの使用の際の工夫や使用済みの簡易トイレは燃えるごみに区分されますが、ほかの燃えるごみと分けて保管していただきたいこと、加えて、災害が発生した場合、ごみの収集についても支障が出るのが想定されることから、長期保管していただかなければならない可能性もありますので対策をお願いしたいことも併せて伝えていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

正垣君。

○6番（正垣耕平）

今の答弁から、町として、災害時に下水道や農業集落排水施設が機能不全になってしまった場合を想定して、住民の皆様が迷わず行動するための考え方や指針が必要であるという認識を持たれていること、また、避難所でのトイレ対策や簡易トイレの備蓄、さらに、防災訓練や出前講座を通じた啓発に取り組まれていることは大変心強く感じたところです。

一方で、ご答弁にもありましたように、処理施設の機能不全を前提とした住民が平時から確認できるという形での成立された指針については、現時点では整備されていないということも明らかになりました。

この大規模災害でトイレが使えないとか、下水道、農業集落排水施設が使えない状況というのは、もう今は想像で言っていますけれども、実際はもうどんな状況かということ、道が寸断されたりとか、震度7クラスの地震があったりとか、もうとてつもない状況やということ想定した上で、その中でもトイレが使えない、下水道が使えないのご自宅のトイレは使えませんというようなアナウンスを災害時に町のホームページで伝えられるのかどうかというのは、私自身も分からないところがあります。正直。人の命と尊厳に関わることでありますから、これを控えてくださいとか、できませんということというのは、相当な状況だということ想像した上で。しかし、益城町さんが言われましたのは、そのときに下水道がパンクしてしまった、そのときの周知が遅れたせいで、その後の復旧に大きな遅れを来したという話もありましたので、非常に再建に向けては大事なことになると思っています。

なので、災害時町のホームページで調査中、使用はできるだけ控えてくださいといった情報が出されることは重要だと考えているんですけれども、その言葉を見たときに、町民一人一人が、では自分はどう行動すればいいのかを即座に判断できるかどうか混乱を防ぐ上で非常に大切だとも感じています。

今回、今ご紹介のあった防災訓練での簡易トイレの実体験や家庭で必要となる備蓄量

の具体的な説明は、まさにこれは知っていれば行動できる良い例だと思っています。災害への備えは、行政の対応だけで完結するものではなく、町民一人一人の理解と行動によって支えられるものだと考えます。だからこそ、町が備蓄し、避難所で対応する公助、家庭での備えや判断という自助、そして地域で声を掛け合い支え合う共助、この役割分担が平時から共有されていることが最も重要です。

今回の答弁でいただきました取組を土台に、今後、住民が平時から確認でき、災害時に迷わず行動できる形で整備が進められることを期待しております。町民、行政、関係機関が一体となって、防災体制を強化し、誰もが安心して暮らせる上富田町のまちづくりが進められるよう、今後も議論を重ねていきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（松井孝恵）

これで、6番、正垣耕平君の質問を終わります。

午後13時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時37分

再開 午後 1時27分

○議長（松井孝恵）

再開します。

引き続き一般質問を行います。

9番、吉本和広君。

吉本君の質問は一問一答方式です。

まず、コミュニティバスの改善についての質問を許可いたします。

○9番（吉本和広）

日本共産党の吉本和広です。よろしく願いいたします。

2つの町を視察に行ってきました。太地町の20分間隔で走る町営循環バスと小型の自動運転の電気カーを視察して、担当職員さんから話を聞きました。令和6年度から循環バスが入れない中心部を、小型の自動運転の電気カーがどこでも乗り降りできるシステムで走っています。免許を持たない町民から、いつでも出かけられるととても喜ばれていました。太地町長さんは、町長になったときに、職員に2人でペアになり町民の要望を聞きに訪問して、その要望をどう実現するか考えるよう指示したと職員から聞きました。職員が訪問して話を聞いてくれたことで、町民の町への見方も変わったと話され

ていました。また、担当職員さんは、うちの太地町長は、職員に対して行政はできない理由をすぐに並べる。それを変えないといけない。できない理由を並べるのではなく、どうしたら住民の願いを実現できるか考えるよう言っている。また、決まった内容については、町長が責任を取るとも職員に話していると話されていました。

どこでも乗り降りできる小型の自動運転の電気カーは、町民の要望を実現するために町長が責任を取るから担当課が考えるようにと言われて、研究して実現させたものだと話されておられました。どうしたら実現できるのか、前向きに研究、検討することが町行政の仕事だと思います。

共産党と町民が一緒になって乗り合いタクシーを要望してきて、町長は、4年前の選挙でデマンドバスを走らせることを公約にして実現しました。町民の免許を持たない方などが買物や病院、友人に会いに行くなどが便利になり、外出もしやすくなり喜んでおられます。町民はさらに使いやすくなる改善を望んでおられます。

何点か質問いたします。

地球温暖化で、私が学校に通っていた時代とは異なり、今年は5月から夏のような暑さが続きました。熱中症が多発しました。そして、突然の豪雨で川が氾濫する状況が和歌山県でも起こっています。保育所から小学校に入ったばかりの子供たちが、ランドセルと水筒などを持って高低差のある長い距離を歩くのは厳しい状況になっています。低学年、中学年を中心に、子供たちは安全に帰れるようコミュニティバスを利用しています。

6月議会の私の質問で、町長、副町長、教育長が乗って危険な状況を見ていただきたいと求めたのに対して、教育長さんは、以前に乗っているから状況はつかんでいると言われました。教育長さん、安全な状況でしょうか。お答えください。

○議長（松井孝恵）

教育長、宮内一裕君。

○教育長（宮内一裕）

お答えいたします。

法令上、コミュニティバスは安全な運行が確保されていると考えています。子供たちが乗りますので、運転士さんも丁寧で安全な運行をしていただいております。

ただ、当初より、児童は立って乗車しているという状況が続いていますので、低学年の児童への配慮と課題は認識しております。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

副町長さんから、乗車された、雨の日に特に選んで乗車していただいたと聞きましたが、副町長さんは、立って乗っている状況をどのように感じられましたか。副町長さんから回答をお願いします。

○議長（松井孝恵）

副町長、山本敏章君。

○副町長（山本敏章）

お答えします。

私は、雨の日に南紀の台から朝来小学校まで乗車しました。車内が雨水でぬれて、少し滑る状況ではありましたが、運転士さんが状況を把握され、安全運転に注意を払ってくれていました。立って乗車している子供たちは、足元に十分注意して乗車していたと感じました。

このような状況から、コミュニティバスの運転士の方はもちろんではありますが、利用される子供たちや高齢者の方も含め、全ての乗客の皆さんが、お互いに車内事故に十分注意して、安全に乗車していただくことが大変重要だと私は考えています。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

町長さんに同じ質問、よろしくをお願いします。

○議長（松井孝恵）

町長、奥田誠君。

○町長（奥田 誠）

私自身はまだ乗れていないので、現場の確認はできておりませんが、実際、家の前のコミュニティバスを見ますと、すいているときもあるし、立っていているときもあるので、一度また乗ってみますのでご理解ください。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

ちょっと副町長さんにお尋ねします。

お話ししたときには、確かに足が滑るという状況があったとお聞きしたんですけども、そのような状況はあったのでしょうか。

○議長（松井孝恵）

副町長。

○副町長（山本敏章）

先ほど私が述べさせていただきましたが、とにかく子供たちが足元に十分注意して乗っていたと思います。それは、恐らく滑る状況があったからそうしているのだと思います。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

国のコミュニティバス運行指針に、二酸化炭素抑制の面や、子供など自ら移動手段を持たない方々の移動手段確保のためにもとあります。南紀の台などは宅地が劇的に増えて、朝来小学校の半数近くが南紀の台から通っています。朝来小学校前に長年立って子供たちの安全確認をさせていただいている方に伺うと、朝来小学校の登校時、児童の送迎で正門に、晴れの日で月、水、金は約120台、火、木は約110台の車が、雨の日で160台の車が、大雨の日には約200台の車が来ている。上から下から送ってくる車で道路は渋滞する。見える範囲に車が1列に並んでいっぱいになり渋滞すると話されていました。校長先生もその方が言われている状況だと話されていました。さらに、その方は、前の駐車場から子供たちが横断歩道を渡るので、通勤する車に止まってもらわなければならない、地域の方に迷惑がかかっていると話されていました。

南紀の台パブリック地区には、さらに新たに住宅が70棟増える予定です。家を建てる時期は子供が小学校に上がる頃が多く、通う児童がさらに増え、さらなる渋滞となると予想されます。渋滞で子供たちが事故に巻き込まれる可能性は高くなります。渋滞が起こっていますが、コミュニティバスがなければ、バスに乗っている100名近い児童を100台の車がさらに送ってくることになり、さらに渋滞は、晴れの日で約210台の車が、雨の日で260台の車が、大雨の日には約300台の車が来て、ひどい状態になっていたでしょう。コミュニティバスは、渋滞の抑制や二酸化炭素削減に役に立っています。

副町長さんは私の質問に、以前増やそうとしたが、運転手が確保できなかったので実現できなかった、運転手が確保できれば前向きに検討すると6月議会で答弁されました。私が30人近くの児童が立って乗っているひょうたんバスに乗ったときに、乗っている児童たちが私に、小さなひょうたんバスを大型バスに変えてほしいと言いました。バスを大型にするのは今の運転手の数でできます。バス会社に大型バスを用意してもらうか、町がひょうたんバスを売って大型を購入するかすればできます。運転手を増やす方法も別にあります。

振興課で伺うと、デマンドバスは1台に2名程度、まれに五、六人乗るという状況です。運転手さんに聞いても、本当にまれに5人乗るときがある。1回2名程度と言っておられました。

以前、振興課長は、狭い道でも入っていける小型に、乗車状況を見て変えていきたいと答弁しています。タクシー運転手で運転できる普通2種免許の9人までの車に変えれば、今の大型2種を持つ運転手で運転しているデマンドバスの運転手を通学用に回して、コミュニティバス、大型バスに回せることになります。運転手が確保できるので増車ができます。ふるさと納税の子供たちの健全な育成と安全・安心なまちづくりに資する事業に充てるための寄付金を子供たちのために使うと、町は新たに子育て夢基金を設置しました。子育て夢基金も活用できます。

町長は、6月の次期町長選への出馬に対する質問で、来期への公約で1億円以上もする電光掲示板設置を挙げました。1億円以上もする電光掲示板設置より、地域交通の危険な渋滞解消と子供の命を守るためにコミュニティバスにお金を使い、改善すべきと私は考えますが、どう考えますか。

○議長（松井孝恵）

振興課長、芝健治君。

○振興課長（芝 健治）

お答えをいたします。

まず、大きく2点ご質問をいただいたと思います。

1点は、いわゆるひょうたんバスを売却、大型バスを購入する。そして、バス会社に大型バスを用意してもらおうといったこと。この点について、まずは答弁いたします。

先月のことですが、明光バスさんに余っている大型バスを回してもらおうよう交渉をいたしました。明光バスさんとしては、バスを回す余裕はないということでした。

また、明光バスさんによりますと、仮に大型バスを購入するには2,000万円の費用がかかるということです。そして、ひょうたんバスの所有者は明光バス様であります。バスの減価償却期間は5年間で、ひょうたんバスは令和元年から運行しており、5年間は過ぎておりますが、バスは毎日終日運行しても15年間は使用できるということです。したがって、すぐに購入するということは、やはり慎重にならざるを得ないということを申し上げます。

また、現状のひょうたんバスの朝のルートを説明いたしますと、パブリック住宅前バス停、つまり、南紀の台公民館を始発にして、田辺市立美術館前、医療センター、ナカオの酒屋様前を走行して、緑ヶ丘定住促進住宅前、旧畜産団地付近にある荒堀の踏切から大谷地区を走行して三郎坂を上り丹田台に入り、朝来小学校に到着します。その後、

はまゆう団地、牟婁さくら園、朝来駅前郵便局、最終的に文化会館で終点となります。夕刻はその反対のルートとなります。

バスの大型化を完全に否定するものではありませんが、バスを大型化することで、旧畜産団地付近にある荒堀踏切とスーパーくりた様前の鋭角の交差点、そして朝来駅舎前の道路の走行ができなくなります。つまり、定住促進住宅前バス停に向かうことができませんので、そこから乗車される児童10人弱、現状最低でも6人の児童が乗車できなくなるということが出てきます。子どもはできない理由を並べているのではなく、大型化にはこのような物理的な懸念があるということを申し上げているということを改めて申し添えます。

仮に、バスのルートが変わる場合や、その他利用者に影響を与えるような場合は、コミュニティバス検討委員会、地域公共交通会議といった関係各所、そして町議会で所管いただいております総務文教常任委員会の皆様ともご相談することとなるかと思えます。

もう一点、ご質問いただきました。普通自動車第2種免許の運転手も運転できるようにする。デマンドバスも狭い道でも入っていけるように小型化に買い換えるということですが、ちょっと答弁が重複する部分があって恐縮なんです。明光バス様に、いわゆる今のワンボックスカーより一回り小さなミニバンについて、余っていないか、余っていれば回してほしいという、そういった要請といたしますか交渉もしたんですけども、今あるのは代車用のミニバン、これステップワゴン1台しかないということです。そして、この車は走行し始めてから15年経過している廃車寸前の自動車であるということでもあります。また、明光バス様によりますと、仮に新たにミニバンを購入するには1台400万円の費用がかかるということでもあります。

現在、使用しておりますデマンドバスの所有者は明光バス様ですが、減価償却期間は5年間であり、令和元年から運行しており、5年を過ぎているが、バスは毎日終日運行しても15年間は使用できるだろうということですので、すぐに購入するということは、やはり慎重にならざるを得ないということを申し添えます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

減価償却期間を過ぎているわけですから、新しいのを、古いのを売ってその分、プラスしなければいけない費用を町が用意すれば、それは可能なんじゃないですか。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

ごめんなさい、今のワンボックスカーをミニバンに換えた場合、そういった場合についても、仮に現在のワンボックスカーから普通免許で運転できるミニバンに買い換えたとした場合でも、町が仮にタクシー会社に委託したいと言っても、どちらのタクシー会社にしても引き受ける余力があるのか。タクシー業界でも深刻な人手不足というのが現実的な問題があるということを1点申し添えます。

あとは、そうですね……。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

今のひょうたんバスを大型バスに買い換えるという費用、減価償却が終わっているわけですから、要するにそれに足さなければならない費用をプラスすれば、売ってその費用と足した費用で、2,000万と言いましたか、バスが。だから、そのバスを購入するということはできるんじゃないですか。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

先ほどの答弁とちょっと重複するんですけども、バス大きくなっちゃうことで、何度も言いますけれども、荒堀踏切のところはもうバスが通れないというふうにプロのほうからそういう指導といますか、そういった指摘がありましたので、コースを変えるということは、今通っておられます子供たちを取り残してしまうという、そういった懸念があるということを申し添えますので、物理的に無理ですということを申し上げたいと思います。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

中型とか、今のバスよりも多く乗れるバスというのは検討する余地はあるんじゃないですか。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

恐れ入ります。先ほど申し上げましたけれども、今のバス、今は乗車定員が、運転手

を入れてバスにで大体座って11人ですか。ヤマモモ色のひょうたんバスですけれども、あのバスでもかなり無理して走っています。昔の赤バスのときからそうなんですけれども、あれをあともう1回り、2回り大きくするという事は、やはりこれは懸念がありますので、本当に今、青バス1号車、2号車、あそこまではいかななくても、やはり今の運行上支障があるということを申し添えます。

荒堀踏切もそうですし、特に支障となりますのは、スーパーくりた様前の交差点なり、あるいは朝来の駅舎の中へ入っていけなくなるというところがありますので、そういった物理的な課題があるということを申し添えます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

それで、今のところは改善する方法も考える余地も、研究する部分もないという答えになるんですか。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

決して無策というわけではなくて、今後は当然研究する、そういう考えはございます。ございますけれども、バスを大型化するだけではなくて、もうちょっとソフト的な対応というものがあるかと思えます。

例えば、今、青バス1台、2台とありますけれども、片方のバスに10人、20人と、非常に偏っているところがありますので、始発時刻を変えるとか、始発場所を変えるとか、あるいは帰りのバスも5時限目で終わる時間、6時限目で終わる時間、学年によって様々で、1便目と2便目でちょっと偏っているというのがありますので、そういった分散乗車であったりとか、あるいは、子供さんへの乗車指導であったりとか、そういったソフト的な対応というものが今すぐできるのではないのかと思えますので、何も全て大型化するとか、そういうことが全て解決するものではないということを申し上げたいと思えます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

分散したとしても、私は3台乗りましたけれども、それが解消されるように思えないんですね。多少は解消されると思えます、確かにね。だけど、立っている人数が平均化されるというぐらいのことであって、座っているのはもうほぼみんな座って、残りは立

っているという状況だと思うので、その立つ数が2つのバスに分散されるという状況になるんだろうなと私は思うんですけども。ですから、それがあまり問題が解決したことにはならないと思うんですよ。

ですからやっぱり増車をする。それならば同じ小型のバスを増車するとか、そういうことを再度、今の状況で新しいバスが買えるかというのは財政的なこともありますけれども、それも含めて。私、さっき言いましたけれども、1億円の電光掲示板を買うのであれば、やっぱり大型で2,000万ですから、中型だったらもっと安いと思いますから、そういうバスを買って安全な登校ができるようにすべきだと思うんですけども、その辺の研究はされますか。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

私ども、先ほど無策ではないと申し上げましたけれども、ちょっとご説明させていただきたいと思います。

町議会の6月定例会において吉本議員から、コミバスの通学使用についてと一般質問をいただきました。バスの増便を求める趣旨の提案をいただきました。振興課職員もバスに乗って、子供たちに指導してほしいというご指摘もいただいたところであります。

そこで、運転士の確保という大きな問題がある中で、バスの増便が困難であることを踏まえ、いかにして車内事故を防止できるかという観点から、私どもは朝来小学校児童が利用しているコミュニティバスの乗車状況の実態把握、あるいは乗車指導を6月24日から7月10日までのうちの朝の登校時6回と下校時6回の計12回実施しました。乗車指導といいますのは、振興課が作成しました乗車指導マニュアルに基づいて口頭で指導する内容です。

まず、乗車直後には、高学年とか中学年の子供さんには低学年に席を譲ってほしいということを声がけします。そして、必ず手すりにつかまってねと言います。3点目、体の方向は正面を向いてくださいねと。足の位置は肩幅程度に広げて、どちらかの足を半歩前に出して、できれば膝を軽く曲げて、できれば前かがみになってくださいねと。あと、走行時、やむを得ず急停車する場合がありますから、手すりから必ずもう手を離さないでねと。このことをバス停に到着して乗車ドアが開いた瞬間から、乗車する児童に対して口頭で説明を行います。そして降車時、降りるときですけれども、座っている子供さんも含めて、バスが完全に停車し、ドアが開くまでは動かないでねと。下校時のバスの車内でも、バス停に到着するたびに忘れ物がないようにねというの繰り返し口頭で説明します。

そして、乗車指導を実施して気がついたこととして3点ございました。

まず、1点目です。子供さんを初めて見る町役場の職員が乗車した場合、指導内容をよく聞いて指導内容を守ってくれます。

2点目です。一度乗車指導を受けた児童であっても、指導する職員が変わらない場合、また同じおっちゃんが乗っているなどといった場合は、指導内容を守らない児童も一部見られた。これは、やはり小さな子供さんがいらっしゃって、まだまだ発達の段階というのがありますので、これもう致し方ないと思います。

3点目。子供さん、特に下校時はやはり開放感があるのか、登校時よりも下校時のほうが、やはりお互いしゃべっているんですね。なかなか指導内容を聞かないと、そういった傾向があるなどというところを気づきました。

その中での一つの解決案です。

児童は、初めて乗車する大人であれば指導内容に従う傾向にあるため、あくまで一例ですが、保護者等が交代で乗車を指導していただければ効果が大きいと思われる。

以上のレポートを作成して、教育委員会事務局とも情報共有を行ったところであります。

なお、保護者が交代で乗車指導をしていただければと、私はレポートでは作成はしましたけれども、保護者にお願いすることを断定するものではなく、地域全体で見守る体制として、学校や育友会の皆様のご協力を期待するものであります。

したがいまして、そういったソフト的な対応というものも十分考えられるかと思いません。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

以前も私は、教育委員会と振興課が乗って指導する必要があるんじゃないかということの前にも言わせてもらったので、やはり低学年に譲ろうとしても、後から乗ってきた1年生がそうはなかなかならないというのが実態なんで、それは大いにやっていただいたら私はいいと思います。私はまた検討して、また提案していきたいというふうに思います。

それと、さっき言ったタクシー会社の件については、また引き続いて次のところでも述べたいと思います。

観音台から、生馬小学校に通う子供もいるので平等性に欠けるという声が地域からあると、町は言われます。教育委員会に聞くと、直接保護者からそのような声や要望は届

いていないと話されていました。もし、そのような要望が保護者からあるのであれば、その方の要望は正当な要望で、不当な要望ではないと思います。

振興課で聞くと、8時のデマンドバスは、多くても、先ほども言いましたように四、五名と聞きました。7時半か7時20分にデマンドバスを走らせて、朝来以外の校区で遠いところの子どもについては、そういうふうな基準をつくって活用できるように研究することがあってもいいのではないかと思います。やれない理由を並べるのではなくて、どうしたら子供たちを安心して登校させることができるか検討すべきです。市民はそのことを願っているのです。研究すべきではありませんか。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

お答えいたします。

朝来小学校以外の小学校児童の通学にデマンドバスの活用についてご提案をいただきました。

教育委員会並びに生馬小学校によりますと、生馬小学校では、救馬谷地区で8人、本郷曾根地区で5人、計13人の児童が自転車通学をしております。救馬谷地区で最も距離のある家畜保健衛生所付近から生馬小学校まで約3.5キロあります。また、本郷曾根地区で最も距離のある旧亀井整骨院様付近から生馬小学校までは約2.2キロ、いずれも学校の所在地と大きな高低差は認められませんが、13人の児童が自転車通学をされています。

岡小学校では、大きな高低差があります葛原地区から9人、葛原集落と岡小学校との高低差は約70メートルです。

市ノ瀬小学校では、下鮎川の上地、大神宮、加茂団地から8人、下鮎川地区で最も距離のある加茂団地から市ノ瀬小学校まで約2.4キロございます。大きな高低差がある上地地区と市ノ瀬小学校との高低差は約40メートルです。

今申し上げた岡小学校、市ノ瀬小学校の児童については、徒歩なり保護者の送迎等で通学をされております。

以上のとおり、一定の距離、または高低差が認められる朝来小学校以外、町内4小学校30人もの児童を一堂にデマンドバスに乗車してもらうことは不可能であります。

そもそもコミュニティバスは、地域住民の生活の交通手段として運行されている公共交通であります。そのため、特定の学校の児童及び生徒の全員着席を目的として運行されるスクールバスのようなものではないことを何とぞご理解いただきたく存じます。

特にデマンドバスは、高齢者、障害のある方、けが、病気、その他様々な事情で交通

手段を持たない方に対する福祉バスとしての性格が強く、平日の朝や夕刻の始まり等の時間帯に通院等にご利用いただくことを一番の目的としていますので、デマンドバスを特定の児童及び生徒のために供していく考えはございません。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

私は全ての生徒を乗せるべきだと言っているのではありません。だから、低学年であったりとか、そういう時期の部分での配慮という点で言っているのもあって、その人数が全てその数に当たるということを私は申し上げたのではありません。

そこで、ちょっと教育長さんに伺います。

朝来小学校以外の各校において、家が学校から遠い、保育所を出たばかりの低学年の子供が歩く距離は一定の配慮が必要だと私は思いますが、必要ないと教育長さんはお考えですか。

○議長（松井孝恵）

教育長、答弁願います。

○教育長（宮内一裕）

発達段階にもよると思います。今、先生おっしゃられるように一定の配慮は必要やと思います。ただし、国が示している基準、スクールバス等に関してになってきますけれども、4キロということになっております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

さらにお聞きします。

朝来小学校以外の他校において、教育委員会に保護者から送迎の要望があれば、教育委員会として、教育委員を含んで議論をすべきだと私は思いますが、議論すべきではありませんか。教育長さんにお伺いします。

○議長（松井孝恵）

教育長。

○教育長（宮内一裕）

一応、そういう朝来小学校の今回の件に関しまして教育委員の方々のご意見も伺いました。その中では、やはり現状のコミュニティバス等について、福祉目的のコミュニテ

ィバスの通学利用になっておりますので、その範囲内でやっていくということで共通理解をしておりますので、その範囲内で他の学校の通学についても考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

私が言っているのは、今のところ教育委員会には要望がないとお聞きしているんですよ。要望がないわけです。だから、町のほうにもあるんだと言うけれども、教育委員会にはないわけです。だから教育委員会にあった場合に、教育委員会は教育委員会で独自の判断をしなければいけないと思うんですよ。だから私は、保護者から教育委員会に要望があった場合は、教育委員会の人たちとやっぱり議論をするべきだと思うんですけども、そのことをお伺いしているんです。

○議長（松井孝恵）

教育長。

○教育長（宮内一裕）

今答弁させていただいた方針の下に対応させていただきます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

そしたら、私は教育委員会の議論で、これこれこうだから必要ないんだということであるなら、教育委員会がはっきりそう言われるのならそれでいいと思うんですけどもね。ただ、教育委員さんたちが、やっぱりそれは必要だということになれば、教育委員会として行政に対してそういう配慮をしていただきたいという要望をすべきだと私は思うんですけども、それは議論の結果がどうなるか分かりませんよ。でも、教育委員会としての教育委員さんたちが話し合った結論に基づいて、やっぱり独立した組織ですから、独立した組織に対して要望するなり要望しないなりを決めるべきではないですか。

○議長（松井孝恵）

教育長。

○教育長（宮内一裕）

教育委員会として、そういう要望が必要であれば、そういう判断をさせていただきます。今は仮定の状況ですので、お答えを差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

副町長。

○副町長（山本敏章）

まず、1つ目のスクールバスであるのか、いわゆる福祉バスであるのかという接点でずれが、私は出ているんじゃないかなと思います。うちの行政で走らせているのは、あくまでも福祉バスで、当日通院に使ったり、高齢者の方が買物に行ったりするためのサポートとして、今、デマンドバスを走らせています。これにつきましては、基本的に先ほど課長が説明したとおり、うちとしましては、デマンドバスはあくまでも高齢者福祉のバスとして考えておりますので、その点についてはご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

私も登録できるので、別に福祉バスではないと思うんですよ。誰でも登録できますよね。大人であれば、子供でなければ。

○議長（松井孝恵）

副町長。

○副町長（山本敏章）

登録をできるできんという話じゃなくて、走らしたことは、とにかく交通の、自分で車を運転することができなかつたり、障害を持たれる方、その方を優先して走らそうとしたのがこのもともとのデマンドバス、またコミュニティバスのたてりです。それについては変わっていません。だけど、その間、ずっとそれが満席で運行されてはいないので、その部分の補完でほかの方も利用するということは、当然税金を無駄に使えませんので、利用していただいたら結構だと思います。

だけど、特定に小学校の通学用に使うというようなことは想定とはしていません。このことだけをご理解ください。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

振興課からお答えいたします。

仮に子供さんがデマンドバスをご利用されて座席が埋まった場合に、地元の高齢者が通院できないという事態は、これデマンドバスの性格から言えば本末転倒でございます。

そして、もう一点です。町長部局の建設課がやっていること、そして教育委員会と合同でやっていることですが、朝来小学校以外の4小学校で遠距離で通学されている子供さん、下鮎川地区は国道がありますが、それ以外はほとんど町道です。ゆえに、道路管理者である建設課と教育委員会は、やはり子供は地域の宝だという考えの下で、通学路の安全確保といったことを日々されておりますので、デマンドバスの活用ありきではなく、多様な手段で安全確保に努めることが大切ではないかと考えております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

私が質問したのは、不平等だという理由でバスを増やさないような論調があるので、そういう点は違うのではないかということをお願いいたします。

では、次の質問です。続けます。

研究者によると、乗り合いタクシーやデマンドバスにおける外出による経済効果は、介護予防による介護費用の軽減効果、購買による経済効果、つまり投資に対する経済効果は投資よりも高くなると言われております。外に出ると人に会うので服なども買おう。出かけたなら当然お金も使います。店を歩き眺めて買おうかいろいろ考える。そのことが心身ともに健康な体を維持することにもつながり、介護予防になり、町の介護費用を抑える効果もあります。

ある部門で取られた行動、費用が他の部門で利益をもたらす。これをイギリスではクロスベネフィットと言うそうです。投資されたお金は多様な形で経済効果を生みます。経済効果があるという研究者の研究は当たっていると思いますが、どうお考えですか。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

お答えいたします。

高齢者の外出機会が増えれば、健康維持による医療費抑制、介護予防や高齢者自身の生きがいの創出等、様々なベネフィットはあるかと考えます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

高齢になり、免許を返すと本当に移動するのが困難となります。私は、今、その実感を持ってませんが、免許を返納する年になったら本当に大変になるぐらいは想像できます。

私たちが町民と一緒にあって要望した乗り合いタクシーは、家の前には止まりませんが、バス停を増やし、バス停に迎えに来るデマンドバスとして町長が実現しました。町民は使いやすくなり喜んでおられます。バス停を増やしましたが、バス停までの遠い方も多くおられます。バス停まで歩くのが困難な方は、長寿課が相談に応じて家の前ではなく、近くで乗れるように配慮してくれています。

しかし、今年は5月から夏のような暑さが続きました。熱中症が多発しました。夏の暑い日、雨の降る日、寒い日に、事前にそこまで行って、屋根もないバス停などで待つのは大変です。80前後になってくると本当に大変だと思います。家の軒先で持てば、陰で暑さや雨風も防げて利用しやすくなります。外出しやすくなれば外出が多くなり、経済効果はさらに増えます。

以前、振興課長は、先ほども言いましたように、狭い道でも入れる小型に、乗車状況を見て将来変えていきたいと答弁しています。現在の利用状況では、もう変えていける乗車人数です。視察に行った和泉市、尾鷲市は、タクシー運転手で運転できる普通2種免許の9人までの車、尾鷲市は7人乗りのエスティマを使っています。以前に私も、また町の職員も視察に行った尾鷲市と、先日私が視察した和泉市をはじめ、多くの自治体は、主要線を走る大型バスはバス会社に委託し、デマンドバス事業は、その地方にある第一交通などのタクシー会社に委託して、地域公共交通会議で利害が対立しないようにしてドア・ツー・ドアとしています。

上富田町も、デマンドバスについては、タクシーで運転できる普通2種免許の9人までの車にして、明光バスではなくて朝来駅前にある明光タクシーに委託すれば、利害が対立せず競合することもなく、ドア・ツー・ドアも可能になるのではありませんか。大型2種の資格で運行を委託するよりも経費は安くなる可能性もあります。

ドア・ツー・ドアという、高齢者がより外出できる環境づくりは、町にとっても経済効果を生むこととなります。相手もあることなのですぐにはできないと思いますが、町民のために検討していただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

お答えいたします。

議員ご提案の、車両を小型化し、普通2種免許で運行できるようにする。あるいは地元のタクシー会社への委託を検討するという方向性は、運転手確保の観点や、狭い道への進入といった地域の実情に合わせる観点から、一つの有効な選択肢であると考えます。

また、議員ご提案のデマンドバスの車両を、より小型のミニバン等に買い換えるとい

うご意見の趣旨に、現行の車両は、以前、定時定路線型のコミュニティバスの支線ルートとして運行していた経緯があり、必ずしもこの町内の狭隘な道路事情に最適化されたものではないという指摘であると思われます。

しかし、一方では、デマンドバスへの転用に当たりましては、車椅子利用の方の乗降の利便性や、一度に複数のお客様にご乗車いただく効率性といった点も総合的に勘案し、現在の仕様での運用を決定しているものでございます。確かに狭い道には入れないルートもございますが、運行可能なルートを選定し、現時点では、この車両がデマンドバスとしての最低限の機能と、全体の輸送効率のバランスにおいて使用している状況でございます。

そこで、現行のデマンドバスの改善以外にも、将来的な、あくまで将来的な選択として、公共ライドシェアの可能性についても言及させていただきます。

この制度は、本町においては現行法では直ちに導入できるものではございません。しかし、もし将来的に国の法整備が進み、安全性を確保した上で、例えば住民の方々がご自身の自家用車を活用した、より小回りの利く輸送サービスが制度化されれば、過疎地域の指定の有無にかかわらず、本町のような中山間地域を含む自治体においても有効な手段となり得ます。

本町といたしましては、議員のご提案も貴重なご意見として受け止めつつ、将来の車両更新時にもご意見を参考にしながら、より地域の実情に合った車両の検討を進めてまいります。そして、現行デマンドバスの効率的な運用を徹底し、将来的な国の法改正の動向を注視しながら、より多様で柔軟な町民全体の利益を最優先にする持続可能な交通ネットワークの構築に引き続き研究してまいります。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

ぜひ町民が使いやすいように検討を続けてください。

次に、デマンドバスを使う際には、午前中は前日予約、午後は午前中予約となっています。事業開始時は予約を受け付けるオペレーターも慣れていないので、そのようにして事業が軌道に乗り、予約数も含め、予約時間の改善も検討すると言われました。尾鷲市では40分前、和泉市では1時間前です。18万人の和泉市はAIシステムを活用しており、その費用は700万円で高額でした。人口の少ない上富田町では必要ないかなと思いました。1回の乗車は、多いときでも5人程度です。通常二、三名です。

簡単なシステムやアナログで乗車時間の予約時間を40分前や1時間にできないか。

一度、事業者と検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

お答えします。

予約締切り時刻の繰下げはできないかといったご指摘、ご提案でございます。

明光バス様によりますと、そもそも利用者からの連絡を受けたオペレーターが運転士に連絡するという方法を取っているわけですが、運転士との連絡は駐停車中にしかできないという事情もあることと、本格始動したのは令和5年度ですが、各年度末の登録者数について、令和5年度末で464人、令和6年度末で585人、令和7年12月10日時点、ぴったり700人と登録者数も増加していることを踏まえ、困難ですよといった回答もいただいているところです。

例えば、和泉市のように、A I等を整備して何百万円か幾ばくかのお金をかけるとするならばできないことはないかもしれませんが、現時点では予約締切り時刻の繰下げを実施するのは極めて困難ではないのかと考えております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

また、ご検討ください。

次に、和泉市では市外の方も利用できるというふうになっていました。私も1時間前に登録して予約して、お寺のほうへ皆さんと一緒にってきました。町長は、稲葉根王子、八上王子、一瀬王子など、世界遺産である町の観光地に町外の方に来ていただきたいとM I Z U G O R Iも整備しました。町外から観光で来られる方も利用するようになれば、経済効果も期待できます。

また、以前、コミュニティバスが巡回バス有的时候に、町外に出られた方が、親の介護で利用していてとても助かっていると話されてきました。しかし、今は利用できません。上富田町で生まれ育ち町外に出られた方が、介護で親のところに来る際にも来やすくなります。交流人口を増やし、経済効果を生むようにすべきではありませんか。

今のデマンドの契約は、運転距離や人数によるものではなく、運転手の待機時間を含む勤務時間での契約となっています。費用がほぼ増えることもありませんので、検討すべきではありませんか。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

お答えいたします。

龍神バス様から聞いた話です。龍神バス様によりますと、ここ一、二年は中華系のお客様が田辺駅から乗車され、稲葉根王子前で下車されていることがあるということです。そのお客様は、後続の龍神バスか明光バスをご乗車されて、滝尻王子、あるいは本宮大社方面に行かれているようであるということでございます。

本町の町内にあります世界遺産、稲葉根王子、そして水垢離場は、既存の公共交通でカバーできる場所でございます。

また、このモータリゼーションによる過度に車に依存する現代社会において、日本人のお客様なり、既存のバス路線のない上富田町内の観光地なり、自家用車で観光されているケースがほとんどであると考えられます。したがって、本町のデマンドバスにおいては、高齢者、障害のある方、その他様々な事情で交通手段を持たない上富田町民を最優先に考える観点から、登録のない町外の方を対象とする考えはございません。

また、明光バス様によりますと、登録のされていない方を乗車対象としようとする場合は、先ほど議員からもご紹介いただきました和泉市のようなA I等によるオペレーションシステムを活用しない限り、登録のない方の乗車の実現は極めて難しいという話を伺っております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

次に質問します。

コロナ前は、健康福祉と文化のまつりの日はコミュニティバスが走り、免許を持たない方も参加できました。コロナ後はコミュニティバスがなくなりました。町内の免許を持たない方が、放送でぜひ参加くださいと言っているが、参加できないと言われています。そのほか行事などの際にも行事も行われています。コミュニティバスとデマンドバスを活用して、特にデマンドバスを活用して参加できるようにしてほしいと言われています。参加できる方法を検討していただきたい。

そして、もう一点、一緒に言いますけれども、町の行事は土日なので、免許を持たない方が、家族が休みで送ってくれたり一緒に参加される方もおられると思いますので、デマンドバスを使わないといけない方は少しは少なくなると思います。コンサートのよう開始時間が決まっているものも、30分ごとに走っていますから、近い時間が取れ

ない場合は30分早いバスに乗れば、2台で40名が使えます。時間が決まっていないものであれば30分遅く行くこともできます。そうすれば2台で60人の方が活用できます。デマンドバスを走らせてみてはどうでしょうか。

それと、土日入院している方が、父のところに行かなければならない。また、ほかの方からも、土日に用があつて使いたいという要望がよく聞かれます。土日どちらかでも町の行事が多い日も考えて、日曜日が多いんだと思いますが、どちらか使えるようにまずしていただけないかと言われていています。家族が近くにいない免許を持たない方のために、土日どちらか運行するように検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

大きく2点のご質問をいただきました。

1つは、地域イベントにも運行するべきではないですかということ。土日でも、どちらかでもいいですから運行するべきではないですかという、この2点です。

町のイベント開催時における免許を持たない方々の移動手段確保についてというところで、以前は、かみとんだ健康福祉と文化のまつりと農業祭が同時で開催されてきました。11月の第1日曜日で、これは定時定路線型の、いわゆる赤バス2台が運行しておりました。しかしながら、コロナ禍の前の頃とはさま変わりし、現状は土日祝日の運転士の確保が困難であるという状況です。

議員ご存じだと思いますが、ひょうたんバスとデマンドバスは、通常のみ光バスの路線バス、あるいは大阪東京便といった高速バスの運転士のローテーションとは異なる運転士さんたちのローテーションで担っていると、そういった状況にあります。み光バス様によりますと、現状の運転士不足は深刻で、必要な要員を下回る人数で何とか回している状況なんだということでもあります。

したがいまして、現時点では目下の状況を鑑み、地域イベントの日にコミュニティバス、またはデマンドバスを運行する考えはございません。

もう一点です。土日祝日、土日に家族が入院しているそこへという、そういった切実なお声がありましたが、コミュニティバスは、特に病院やクリニックの通院のための交通弱者の方のための福祉バスといった側面があり、土日、そして祝日はお休みとしております。コミュニティバスが誕生してから約25年たちました。既存のタクシー会社やバス会社は、土日祝日に地域の大切な交通手段を担っていただいております。私ども、やはり公的機関として、既存の交通体系との適切な役割分担を維持し、地域全体の公共交通の基盤を損なわせないように、やはりここは慎重に判断する必要があります。

繰り返しの答弁となります。運転士不足は深刻です。必要な要員を下回る人数で何とか回しているという状況も踏まえまして、まずは平日の患者さんの通院といった生活に不可欠な運行を維持することに全力を注がなければなりません。土日祝日にコミュニティバス、またはデマンドバスを運行する考えはございません。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

運転手が不足しているというのは理解できますけれども、このバスは、でも運転免許を持たない方がいろんな用事的时候に使うという福祉的な目的があるわけですから、別に日曜日に用があることだって多々あるわけですよ。ですから、予算はありますけれども、やはりそういう声に、運転手が確保できなくて努力してできないという理由ならまだしも分かりますけれども、やっぱりその辺の努力は今後も続けていかなければならないんじゃないんですか。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

お答えします。

私、先ほどもちょっと答弁したと思うんですけども、この土日祝日をこれまでずっと既存のタクシー会社なりバス会社が担っていただいております。何もかもコミュニティバスで、あるいはデマンドバスでやってしまった場合は、今度、このタクシー会社なりバス会社、特にタクシー会社に大きな問題が出てくる。これ結果的に地域の公共交通の在り方といったものに大きな支障が出てくる。回り回って住民に影響を与えるということもあります。

したがいまして、地域の大切な交通手段を担っていただいております公的機関としては、既存の交通体系の適切な役割分担を維持し、地域全体の公共交通の基盤を損なわないよう慎重に判断をする必要があるということを申し添えます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

和泉市は土日も走っているんですね、両方。でも、それが地域社会、経済に悪い影響を与えるという話もしておりませんでした。土日も利用しておるので市民は喜んでおり

ますという回答だったんですね。

ですから、私はやっぱり町民の生活をより豊かにするという観点で、やっぱり運転手を何とかできないかということを検討して進めていく姿勢が必要じゃないかと思うんですけれども、そういう姿勢は必要ないんですか。

○議長（松井孝恵）

副町長。

○副町長（山本敏章）

先ほどから課長が答弁しているとおりでと思います。地域性を考えることも必要ですし、この上富田町において、また田辺周辺において、本当にバス会社であり、タクシー会社、そこにも勤めておる方がおられるわけですから、そのことに対してもやっぱり配慮していく必要は、私はあると思います。

うちの町民の方がそれで非常に困っているというような、私は認識を今のところ持っていません。だから、その点については、先ほど課長が述べたとおりだということで、何とかご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

そういう声があるというふうに認識しておられないということなので、またそういう声を届けて認識していただいて、検討していただくように頑張りたいと思います。

では、次の質問の物価高騰に移ります。

年金を、物価や賃金の伸びよりも低く抑えるマクロ経済スライド導入以来20年で、実質年金は1割削減され下がっています。また、実質賃金が下がり続けています。そんな中、異常な物価高騰が続いて町民の暮らしは大変になっています。今回の国の物価対策の補正予算、重点支援給付金等に加え、町独自の支援を18億円ある財政調整基金の一部を使って国と重層的に対策を実施すべきではありませんか。重点支援給付金のメニューに水道料の基本料金等の免除も入っていますが、重点支援給付金は別の形で町民に支給し、町独自に物価高騰対策として1月から3月までの水道料の基本料金の免除をしてはどうでしょうか。

以前、水道課で確認すると、上富田町に住む方や、町民が経営する町内の事業所の水道料金を3か月無料にする費用は約2,850万円です。町民だけに水道料の基本料の免除を行うための水道料システム改修費は約110万円で、合わせて約3,000万円でできます。1人で年金で暮らしている方が、3,000円持って買物に以前は行っていたが3,000円では足りない、少なくとも5,000円持っていかないと買物籠に

入れた商品を返さないといけなくなると話されています。お米の値段も高止まりで、暮らしにくい異常な物価高騰です。

町として、少なくともこれぐらいの支援を行う姿勢を示すべきではありませんか。

○議長（松井孝恵）

総務課副課長、目良大敏君。

○総務課副課長（目良大敏）

お答えします。

今回の物価高騰対策につきましては、商品券支給事業、それから水道料金の基本料金の減免、それから国の施策ではございますが、子育て応援手当給付金事業、この3つの事業を予定しております。このうち商品券支給事業、それから水道料金の基本料金の減免、こちらにつきましては重点支援地方交付金、推奨事業メニュー分、こちらを活用しての事業となります。この2つの事業に対する町支援額としまして、総額で1,784万8,000円の一般財源を措置する予定としております。

なお、それぞれの事業の詳細につきましては、それぞれの常任委員会、また議案提出の折にご説明したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

約1,800万の町の財政調整基金からの繰入れを行うということで、少しは町からも支援するということですね。それはいいことだと思います。金額についてはちょっと不満がありますが、一応するという事なのでよかったなというふうに思っております。

次に、国の補正予算が通りました。町民の暮らしを支えるための補正予算です。以前、田辺市は、国の物価高騰による低所得者世帯及び低所得の子育て世帯の負担軽減を図るための予算を早く市民に届けるように、臨時議会を開いて支給を決定しました。先日も議事を延期して決定するということが新聞にも載っていました。

上富田町民の生活は、今、苦しくなっています。早く支給すべきです。議案審議は明日の19日です。会期は予備日の23日間であります。議会は開かれています。1月からの物価高騰対策として、町民が早く使えるように12月議会に追加議案として提出すべきです。回答ください。

○議長（松井孝恵）

目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

お答えします。

追加議案として提出すべく準備のほうはできておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

次の質問に移ります。

昨年6月議会で、避難所へのマンホールトイレの設置の必要性について質問し、設置すると答弁されました。上富田町の下水は、くみ上げ式や真空式で下水が使いなくなる可能性があり、ため込み式にすべきと質問しました。町は、他町のマンホールトイレの施設も見学に行って研究されていきました。町は衛生面も考えて、プール等の水を流せる方法も検討するとしていました。衛生面も含め、プール等の水を使い、流せて、かつ下水が使えない場合、ためられる両方を兼ね備えたマンホールトイレもあると聞きました。そのようなマンホールトイレなら、町民は安心できると思います。そうされる予定ですか。

設置数は、以前私が求めた、国が参考とすべき国際的な最低基準とされているスフィア基準に基づく50人にトイレ1の割合で設置されますか。男女比は男性1人に対して女性3の割合としますか。回答ください。

○議長（松井孝恵）

上下水道課副課長、陸平将史君。

○上下水道課副課長（陸平将史）

お答えします。

現在、避難所におけるトイレ問題として、防災部局等と設置場所や運用方法等について協議を行っているところです。マンホールトイレの仕様としましては、下水道区域において、放流先の下水道管路に被災等がなければ流すことが可能であり、被災し、下水道管路に流せない状況であっても貯留機能があり使用可能で、衛生面に配慮した貯留型マンホールトイレの導入を検討しております。

また、設置基数等については、内閣府より示されているトイレの確保管理運用ガイドライン等を参考に基準に沿った設置を考えており、ご質問にもありました50人当たり1基の確保や、男女比1対3とする考え方なども盛り込まれております。

今後も引き続き防災部局等と協議を行い、実効性のある対策を講じてまいりたいと考えてございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

そのような方向でよろしくをお願いします。

先日の厚生建設常任委員会の研修で、大村市でマンホールトイレの話聞いてきました。水道課が災害の対応のための県外視察で学び、必要性を早くから認識して、平成26年から小・中学校にほぼ毎年2校ずつ設置して、令和5年時点で17校に設置していて、令和9年には20校全てに設置するとしていました。もうすぐ20校への設置が終わる状況です。

町は、国が7割補助する地方債、緊急防災・減災事業債を使いたいと考えていると思います。この事業債がなくならないうちに、できるだけ早く設置できる計画をつくるべきですが、どのような計画になっていますか。

○議長（松井孝恵）

総務課長、十河貴子君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

先ほどの答弁でもありましたように、現在、災害時のトイレ対策について、関係する部署と協議を進めており、マンホールトイレの整備についても協議中となっております。先ほど上下水道課からの答弁にもありましたように、実効性のある対策を早期に講じてまいりたいと考えております。

なお、緊急防災・減災事業債につきましては、令和7年度末までの期限が設定されており、制度の延長等に関する情報は今のところ確認できておりませんが、防災・減災対策を進めていく上で重要な制度であると認識しております。制度の延長がされましたら、活用も視野に協議してまいります。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

事業債がなかったとしても、これは進めていかなければならない計画だと思います。少なくとも小学校5校と文化会館、合わせて6か所に設置する必要があると思います。遅くとも二、三年で設置する計画が必要だと思いますが、計画はつくられているのですか。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、災害時のトイレ対策について、関係する部署による協議を進めております。

災害時のごみ処理の観点からも、マンホールトイレの有用性は認識しております。整備計画に関して現在の時点で明確にお答えできる段階には至っておりませんが、緊急防災・減災事業債制度の延長いかんにかかわらず、協議を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

ちょっと計画が遅い点については、次の段ボールベッドと併せて後で質問させていただきます。

では、次の再質問に移ります。

現時点で、段ボールベッドが70台、折り畳み式簡易ベッドが80台となっています。町が大災害で想定している避難者数は約2,000名です。調査するとして調査できていなかった避難所での教室を含む段ボールベッドの設置可能数は何台になりますか。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

1,525台となっております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

段ボールベッドの備蓄の必要については、何度も質問してきました。前回も述べたように、能登半島地震の国の分析では、国の調査で水抜き対策ができていない埋め立てられた盛土の高速道路は崩壊するとなっています。珠洲市では、段ボールベッドが届くの17日かかっています。上富田町が協定を結んでいる田辺の会社の社長さんは、道路が寸断されれば、紀の川市の段ボール会社から資材が届かず段ボールベッドは作れない。各自治体に備蓄しておくほうがいいと話していると前回も述べました。

南海トラフの大地震が起これば、避難者が段ボールベッド設置可能数の1,525名以内であれば、全員、段ボールベッドで過ごせます。1億円以上必要となる電光掲示板設

置よりも、住民の命を守るために、早く管理場所を決め、1, 525台購入すべきです。どのようになっていますか。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

現在、増数する方向で検討しております。効率的な利活用ができるよう、保管方法や保管スペース等について検討してまいります。

具体的に申し上げますと、令和7年3月に洪水浸水想定区域の変更により、ハザードマップの改訂をいたしました。備蓄物資の保管場所の検討についても、この洪水浸水想定区域を考慮することが必要になります。

また、実際に使う場合の利便性、避難所までの距離、移送の手段等についても考慮が必要となってまいります。今年度、南紀の台の旧紫蘭を防災備蓄倉庫とし、整理棚を整備、備蓄物資の整理に取りかかっております。ベッドだけでなく、食料、水、簡易トイレ等の備蓄数も充実させていく計画としております。

備蓄物資につきましては、保管スペースの確保が前提でございます。計画的に整備していきたいと考えております。現時点ではベッドの増数の時期及び個数については、未定でございます。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

私は、1, 525台きちんと設置すべきだというふうに考えます。

それと、折り畳みベッドの検証についてお伺いします。

私は、今後、町が購入するベッドは、災害で試され済みの段ボールベッドにすべきと考えます。以前も質問で言ったように、研究で、段ボールベッドは床よりも8度温度が高くなるという研究もあります。床と段ボールベッドの間は、下着や衣類を入れるたすの役割も果たし、プライバシーを守るとともに、その空気です断熱を遮断します。体育館は底冷えします。折り畳み簡易ベッドでは、床との間につくられる空気の壁もつくれず、厚みもない上にメッシュで冷気を通し、熱を遮断できません。ふだんのベッドと違い、横幅が狭く、寝返りも打てません。半壊等の家から、また被害のなかった方が布団を持ってきても敷くこともできません。

珠洲市で段ボールベッドが届くのに17日もかかっています。珠洲市の避難所で半年

使った友人は、避難者用のアパートに引っ越した際にも段ボールベッドを購入して、寝心地もよいと高く評価して今も使っています。大きな災害になれば、半年以上、このベッドで寝なければならず、それが疲れるものでは関連死につながります。

どうしても購入するのであれば検証が必要です。管理職が寝るなどして検証すべきではないでしょうか。まず、1週間から10日間程度、実際に管理職が寝て検証すべきではないでしょうか。私も寝てみてもいいですよ。管理職が寝るのが不適切だというなら、公募して検証すべきと思いますが、どうですか。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

管理職についての検証については、今後の協議というふうにさせていただきます。

あと、備蓄物資、ベッドを選ぶときの要点、検討すべき点を考えてみますと、避難所の生活で避難される方の健康が維持できること。これが大事かと思います。あと衛生的であること。床からの高さが30センチ以上が望ましいとされております。耐久性、安定性、それから設営効率、保管効率、予算、価格等であります。

段ボールベッドにつきましては、能登半島地震の際にも実績のあるものであることは十分承知しております。そのほか、防災イベントで体験していただいた際にいただいたご意見や、他自治体の導入実績なども参考に、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

段ボールベッドを買うことを決めるのは行政です。ですから、行政の職員さんで、管理職を中心に一度実際に寝てもらって検証することを議論ください。

そうすると、もう一点ですが、議会はそのようなものを買うのが適切かどうかということ判断しなければなりません。私は反対しましたが、サッカー場の人工芝の張り替え、剥がした人工芝を駐車場に張る予算を議会が認め、今、剥がすことになっています。議会にもチェックできなかった責任があると私は思います。命に関わるものがなかったのでよかったですが。

この避難用ベッドは災害関連死に関わる、命に関わる問題です。議会の役割であるチェック機能を果たさなければなりません。町民の代表でチェックをしなければならない議員の皆さん、町民の命を守れるかどうか、10日間ほど寝てみませんか。町民が健康

に過ぎせないものであれば、その予算を認めるわけにはいかないのですが、希望する議員に貸し出して検証させていただきたいのですが、いかがですか。

○議長（松井孝恵）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

議員の方に検証していただいて、ご意見いただけるのは大変ありがたいことだと思います。許可いただけるのであれば、議会事務局に必要な台数をお持ちしますので、設営効率や使用感などご検証をお願いしたいと思います。

ただし、ご留意いただきたいのは、折り畳み式の簡易ベッドは、町の備品でございます。検証が目的ということではございますが、町の備品の使用、管理については十分ご留意いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

そしたら、私は寝ます。

いつ来てもおかしくない南海トラフ地震への対応が、先ほどからの回答では未定です、検討中ですので、遅れているように思います。私が以前に防災担当を増やす必要性を質問した際、町長は、南海トラフなどの大規模な災害に対応するためには、議員言われますように、事前に準備をしていく業務も多岐にわたるため、それを一つ一つ処理していくことができる体制を整えることは重要な課題であると考えております。町全体の業務を見た中で、必要な部署には適正な人員配置を検討していきたいと考えております。また、専属の職員を配置すべきという言葉がありましたが、これにつきましても機構改革等の必要性もありますし、災害対策室等の設置も考えていかなければならないと答弁しています。

災害対策の強化が言われ、今までになかった新たな取組が特に必要となっているのが防災対策です。町長が大規模な災害に対応するためには、事前に準備をしていく業務も多岐にわたると回答されたように、大地震への対応は多岐にわたります。町内会などと連携する人との関わり、進めなければならないこと、防災訓練、避難所の運営に関すること、マニュアルの作成、ボランティアの活用等、段ボールベッドの管理場所の選定、先ほどいろんな議員さんから要望されたことも多数あると思います。今、新たなことを検討して実施しなければならない最も多くの仕事がある部署ではないでしょうか。他の

課も忙しいと思いますが、防災はそのような多くの課題が山積みです。多くの課題が解決するまでの間、特に人を増やさないと事が進みません。課題が進んだ後に元に戻してもいいので、今、実施しなければならないことができる体制にすべきです。そうしないと職員が精神疾患などの病気になります。優先して職員を増やし、災害対策室か災害対策課にする必要があります。一定の判断ができる課長か副課長を置き、月に1回開いている課長級が集まる会議にも出席して、報告、連携すべきだと思います。

町長、防災対策の課題が遅れないように、災害対策室か災害対策課をつくるべきではありませんか。

○議長（松井孝恵）

町長、奥田誠君。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

災害対策室をつくり、災害対策が進むようにすべきというご質問についてお答えいたします。

今まででも何度もいただいております地域住民の安全・安心を守る上で極めて重要であると認識をしております。その必要性は十分に理解をしております。機構改革につきましては、全庁的なバランスを考える必要がありますので、引き続き検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

早く改定していただきたいと思うんです。本当にたくさんの仕事を抱えていると思うんですよ。ですから、やっぱり人を増やさないと、これは前へ進まないと思うんですね。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

以前から回答させていただいておりますように、今の定数を140名まで増やすという計画で今進んでおりますので、そういうところも配慮しながら、災害対策室の設置も検討してまいりたいと思ひます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

そしたら、次の質問に移ります。

不法投棄について質問します。

不法投棄されている場所は、スポーツセンター球技場の駐車場下の調整池に流れ込む谷です。この調整池の水は飛曾川池につながり、農業で使われています。町が朝来財産区から借りている土地です。以前、私のところに不法投棄の投書があり、見に行くと、スポーツセンターの管理者が天然芝とその下に、発酵し真っ黒になり異臭を放つ黒くなったものを不法投棄していました。振興課で除去してもらいました。

しかし、その後、地域の方々から、平らな土地になっているその場所は、前の町長のときに町営でスポーツセンターができた以降、指定管理の時期も含め、スポーツセンターで伐採した木々や刈った草や天然芝などを長期にわたる不法投棄でその谷が埋まってしまって平らになったと話されていました。撤去するよう町に言ってもらいたい。撤去しないなら警察に相談するとありました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、事業者は許可を得た処理業者に廃棄物の処理をしてもらわないといけないことになっています。違法した場合は5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金、法人においては3億円以下の罰金またはその両方が科せられます。不法投棄近くのフェンスに、不法投棄は犯罪であり不法投棄しないように町が掲示しています。不法しないように言っている町が、管理してきた施設が前町長の時代から不法してきたのであれば、町に責任があります。町が財産区から借りている土地ですので管理責任も町にあります。不法投棄されたものを撤去すべきです。お答えください。

○議長（松井孝恵）

振興課長、芝健治君。

○振興課長（芝 健治）

お答えいたします。

先ほど議員から、振興課が撤去したとおっしゃいましたが、正式には、取れる範囲のところについては、振興課が指定管理者に指示して指定管理者が撤去したということでもよろしく願いいたします。

まず、法律的な解釈について申し上げます。本町の顧問弁護士の見解をご報告いたします。

弁護士からは、本町のスポーツセンターは、大規模な工場などと異なり、事業活動で生じる草木は一般廃棄物に分類され、直ちに他人に迷惑をかけていない状況下での賃借

地内での保管は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃掃法違反とも言える不法投棄とはならないという見解を得ております。

しかし、これはあくまで法律的な解釈の一つであります。長年にわたり草木が堆積されていたことは事実であり、地元農家の皆様の懸念されるお気持ちは理解いたします。本町といたしましては、顧問弁護士から、町がイブキや芝生を撤去するかどうかは町の判断となるという見解を受けました。したがって、地元農家の皆様の懸念を払拭するため、長年堆積してきたイブキや芝生等の撤去に向けて今後検討してまいります。

しかしながら、現地は杉やヒノキ、その他、雑木林が生育しているのり面でございます。このため、堆積物の全量撤去を試みますと、かえって斜面の安定性に影響を与え、林地そのものを傷つけ、新たな災害リスクを生じさせる危険性がございますので、斜面の安全性を最優先にしながら、技術的に可能な範囲で堆積物の撤去作業の在り方について研究することといたします。

なお、既に本年6月以降、一切の搬入を停止し、一般廃棄物として適正なルートで処理していることを申し添えます。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

撤去するという事なので、その方向でよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次の質問に移ります。

紀伊民報にも、紀南病院の令和6年度の決算赤字について掲載されました。先日、紀南病院組合に、令和6年度の赤字状況と国への要望などについて話を聞かせていただきました。10億、3年間黒字を続けていましたが、令和6年度は4億8,000万円の赤字、その他の投資を含めて預貯金から約7億円を支出したということです。この原因については、赤字の原因は物価高で医療費の値上げ、燃料や賃金の上昇に報酬が追いついていないことによるものと話されておりました。

また、全国知事会も同じような理由で、国に対して要望書を提出しております。また、全国政令指定都市、政令市20市も共同で要望を出しております。紀南病院組合のみなべ町、上富田町、白浜町、田辺市も紀南病院からの申出によって、地域医療を守り抜くために行動する自治体病院首長会議の要請書に署名し、国に出しております。

今、それで大運動と交渉したときには、町長は、別に町から何も出していないということでした。そして、町村会を出していただきたいということで、出すということをお答えされましたが、町村会への申入れはしていただきましたか。

○議長（松井孝恵）

町長、奥田誠君。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

報酬の引上げ申入れについて、上富田町が独自で国に申し入れることはございませんが、これは大運動のときにも言わせていただきました。その後、全国町村会としては、去る11月27日に正副会長が内閣官房、総務省、厚生労働省等に対し要請活動を行っております。

要請の内容は、令和8年度予算編成と各種施策の具体化に関する要望事項を35項目にまとめたものであります。この中に、地域医療に関することとして、地域医療を確保するために、不採算部門を抱える自治体病院の経営の安定化を図るために一層の財源措置を講じることなどについて、重点要望として取上げ、実施要望事項の実現を訴えたことを確認しております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

知事会が早くから出している問題です。町としても、早くから今後は取り組んでいただきたいというように思います。

これから、知事会や医師会も言っていますが、自民・維新政権は高齢者の窓口負担を3割にする、風邪薬、解熱剤、アトピー治療薬などのOTC類似薬の保険適用を外す、病床11万床を削減すると言っておられます。OTC類似薬の保険外しでは、薬代は8倍から70倍にもなります。ぜひ、町民の医療を守る立場で医療抑制が起こらないために、常に町民の医療を守る立場で、町村議会で今後も論議していただきたいということを述べて質問を終わります。

以上です。

○議長（松井孝恵）

これで、9番、吉本和広君の質問を終わります。

3時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時13分

○議長（松井孝恵）

再開します。

引き続き一般質問を行います。

3番、平田美穂君。

平田君の質問は一問一答方式です。

まず、彦五郎公園の現状と課題の質問を許可いたします。

○3番（平田美穂）

改めまして、皆様、こんにちは。平田美穂です。よろしくお願いいたします。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

本日は、町民の皆さんから直接寄せられた要望を踏まえ、彦五郎公園の夜間安全対策と魅力的な滞在環境の整備についてお伺いします。

彦五郎公園は、町民にとって散歩や子供の遊び場、また、地域住民の交流の場として長年親しまれてきた大切な財産です。街灯の少なさから、夕方以降が暗くて怖い、散歩やジョギングを控えている、車通りの多い主要な帰宅ルート沿いの歩道を歩くことに不安を感じるという声が寄せられています。町の中心部に位置し、学校や住宅街からも近い立地にもかかわらず、安全性と快適性の両面で整備が不十分であり、地域交流や健康づくりの機会、生活の利便性が失われています。

特に近年、全国的に熊の出没事例が増加していて、本町でも熊のような動物の目撃情報が増えています。公園の暗い場所は心理的に不安を感じさせ、また、暗いと危険性が高まります。町民の不安や要望が解消されていないことから、彦五郎公園の現状を見直し、誰もが安全かつ快適に利用できる公園への改善策について町の考えを伺います。

では、質問です。夜間の安全対策についてです。

まず、第1に、夜間の安全対策についてお伺いします。公園内の移動経路には照明があるものの、暗い場所が多くて歩けないという意見があります。特に冬季は日没が早く、午後5時頃には危険を感じるほどの暗さとなり、利用が大きく制限されています。彦五郎公園の街灯の配置や明るさは、不審者対策、歩行者の安全確保、そして、周辺地域で熊のような動物の出没が確認されている状況を踏まえて、現在のままで十分だと町ではお考えでしょうか。

また、町民の安心確保のため、街灯の追加設置など具体的な改善計画を進めるお考えがあるのか、伺います。答弁をお願いします。

○議長（松井孝恵）

建設課副課長、樫本貴寿君。

○建設課副課長（榎本貴寿）

お答えいたします。

近年では、健康維持のためのウォーキングが盛んとなってきており、彦五郎公園付近につきましても、朝夕の散歩や休憩など、利用者が増加傾向であると認識しております。

議員ご質問の街灯につきましては、現在、公園を中心に8基設置しております。なお、これらの街灯は、彦五郎公園を使用する目的で設置したものであり、ウォーキングを目的としたものではないことから、街灯の間隔にもばらつきがあり、防犯対策や、また夜間の歩行者安全確保の観点から言いますと、現状十分であるとは考えておりません。私も先日、日没後に歩いてみましたが、確かに街灯間隔の広い箇所は暗いと感じました。

また、令和6年度には地元町内会からの要望を受け、長寿命で消費電力が少なく、応答速度の速いLED照明に交換したところでございます。

町としましては、彦五郎公園から上流に向けての堤防道路は、富田川及び岡川の河川区域内で河川管理道であることから、管理者である県と協議を行い、防犯対策や夜間の歩行者安全確保の観点からも、追加設置に向けて前向きに検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

平田君。

○3番（平田美穂）

ご答弁ありがとうございました。

彦五郎公園周辺では、健康づくりや散歩を目的とした利用者が増えている一方、現在の街灯配置は夜間の歩行や防犯の観点から十分とは言えないとのご認識について、私自身の実感とも一致しており、率直なご答弁として受け止めております。

実際に日没後に歩いてみると、街灯の間隔が広く、暗い、不安と感じる箇所が点在しており、高齢者や女性、子供連れの方が安心して利用できる環境とは言い難い状況です。照明の確保は、防犯面だけでなく、安全対策としても重要であると考えます。

特に、河川管理道路である堤防部分については、県との協議が必要とのことですが、引き続き前向きな協議を重ね、具体的な設置に向けた道筋を示していただくことを強く要望いたします。彦五郎公園が昼間だけでなく、朝夕や夜間においても誰もが安心して利用できる公園となるよう、実効性のある安全対策を着実に進めていただくことをお願いいたします。

次に、誰もが気持ちよく過ごせる滞在環境の整備についてです。

町民の皆さんが安心してゆっくりと過ごせる公園の居心地のよい環境づくりについて

お伺いします。

公園内にベンチなど、休憩できる場所が少ないため、散歩の途中で腰を下ろしておしゃべりをしたり、友人同士が缶コーヒーを片手に景色を眺めながらゆっくりと親交を深めるような過ごし方ができない状況があります。せっかくの広場が通り抜けるだけの場所になってしまっているのが現状です。

町が掲げる健康寿命の延伸や、子育てしやすい環境の実現においても、ベンチの設置は、その基盤となる基本的で効果の大きい環境整備だというふうに考えます。公園利用者が安心して休憩できるよう、ベンチの増設について町としてご検討いただきたいと考えますが、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（松井孝恵）

樫本君。

○建設課副課長（樫本貴寿）

お答えします。

現在、彦五郎公園内には滑り台などの遊具やトイレ、また、あずまや、ベンチのほか、トリムコースなどの案内看板、記念石碑などが設置され、町民にとって憩いの場所となっております。

議員ご指摘のベンチにつきましては、議員のご説明にもありますように、散歩や運動の途中で気軽に休憩できる施設は、高齢者にとって外出機会の増加につながり、継続的な健康維持に不可欠であります。また、お子様を連れた保護者の方々にとって、子供を見守りながら休憩できる場所は必要であり、ベンチはその保護者同士の交流の場ともなり、子育て世代の孤立を防ぎ、地域での交流を深めるための基盤であると認識しております。

現在、彦五郎公園内には13基のベンチを設置しております。この数は、町内にあるその他の公園と比べても多く、町としましては、休憩や交流場所として現状不足しているとは考えておりません。

しかしながら、異なる視点からふだんの利用状況を見てみますと、利用しづらい場所に設置されているなど、ほとんど利用されていないベンチが数基あることが分かりました。このことから、ベンチを増設するのではなく、利用状況に応じ、現在の13基を有効活用できるような設置位置を検討し、また配置していきたいと考えております。

町としましては、先ほどの街灯も含めて、今後も町民にとって魅力があり、また、誰もが安心して利用していただけるよう、彦五郎公園内の環境整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

平田君。

○3番（平田美穂）

ただいまのご答弁で、彦五郎公園には既に13基のベンチが設置されており、その配置や利用状況を踏まえて、増設ではなく、有効活用の観点から再配置を検討していくとの考えを示していただきました。

ベンチは、高齢者の方にとっては、外出や散歩を続けるための大切な支えであり、また、子育て世代にとっては、子供を見守りながら一息つける場であると同時に保護者同士の交流の場にもなります。町が掲げる健康寿命の延伸や子育てしやすい環境づくりを進める上でも非常に重要な役割を担っていると感じております。利用されていないベンチがあるという点については、ぜひ現地の利用動線や日常の使われ方を丁寧に確認していただき、実際に座りやすくなる、座りたくなる、使いやすいと感じられる場所へ再配置を検討していただけることで安心をいたしました。

あわせて、街灯整備とも連動させながら、誰もが安心して気持ちよく滞在できる公園環境の充実に今後も取り組んでいただくことを要望いたしまして、私からの意見とさせていただきます。

では、大項目2番の不登校支援と相談しやすい環境づくりについてです。

近年、全国的に不登校の子供たちが増え続けていますが、先日の紀伊民報の報道によりますと、2024年度の和歌山県内の不登校児童・生徒は2,360人、7年連続で過去最多となりました。この状況は上富田町でも例外ではなく、子供たちの学校へ行きづらさが年々複雑化していると感じています。子供が不安や悩みを抱えたとき、まず必要なのは子供の心に寄り添うことであり、保護者や先生方が一人で抱え込まない支援体制が必要だと思います。

上富田町には地域のつながりや温かさがありますが、一方で、周囲に知られたくないという思いから相談につながりにくいケースがあるとも伺っています。子供も保護者も気軽に相談できる、助けてもらえると感じられる町の体制づくりが大切で、子供たちが自分のペースで学び続けられる仕組みが必要です。

そこで、不登校の現状について、教育委員会としてどのように把握して、どのように分析をし、どんな対策を講じているのか。子供が学校に行きたくないと言い出したときは、親や周囲の人はどう向き合うべきか、教育委員会としては、保護者や現場の先生方に対してどのように支援、指導、助言をしているのか、見解をお願いします。

○議長（松井孝恵）

教育委員会事務局副局長、吉田忠弘君。

○教育委員会事務局副局長（吉田忠弘）

お答えします。

文部科学省が公表した最新2024年度の調査結果によりますと、本町の1,000人当たりの不登校児童・生徒数は、小学校で21.2人、中学校で64.5人となっております。全国平均、小学校23.0人、中学校67.9人や、和歌山県平均、小学校23.2人、中学校67.6人と比べると僅かに低いものの、国や県と同様、町内の不登校の割合も増加傾向にあります。

町では、毎月、各学校から累計5日以上欠席状況に関する報告を受け、長期欠席者の動向把握に努めているところでございます。直近10月末現在の状況を見ますと、30日以上欠席者は、小学校で12名、中学校で28名に上ります。その要因は多岐にわたりますが、学校生活における人間関係や不安、生活リズムの不調、学業不振などが主な理由となっております。

一方で、家庭の状況が不登校の背景にあるケースもございます。その保護者の不安や悩みは大変大きく、それが児童・生徒の心身の状態に影響を及ぼすことも懸念されるため、本人へのアプローチはもちろん、家庭に対し適切な働きかけや支援を行うことが極めて重要であると認識しております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

平田君。

○3番（平田美穂）

ただいまのご答弁で、本町における不登校児童・生徒の状況や背景について理解いたしました。全国平均と比べ数値は低いものの、本町においても不登校が増加傾向にある現状は重要な課題であると、改めて認識しております。

不登校の背景には、人間関係や学業、生活リズムの乱れ、家庭環境など、複数の要因が重なり、また、保護者の不安や悩みが子供に影響する可能性がある点も重要な視点だと受け止めました。町が欠席状況の把握に努めていることは理解しておりますが、今後は把握にとどまらず、早期に支援へつなげる体制のさらなる充実が必要だと考えます。不登校は誰にでも起こり得る課題です。子供や保護者が孤立することなく、安心して相談し、支援につながる体制を整えることは、町の大切な役割だと考えます。

では、続いての質問です。

支援策の現状と、子供・保護者・先生へのサポートについてです。

本町では、学校に行きづらい子供や保護者に対してどのような支援を行っているのか。教育センターひだまりやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、オンラ

イン学習、別室登校、段階的復帰支援、家庭訪問などの支援内容を具体的にお示しく
ださい。

さらに、子供が学校に行きたくないと訴えたときには、無理をさせずに休むことも必
要な場面があると考えます。子供が心身の疲れや不安を抱えている場合、まずは状態を
整えることが大切であり、休むことそのものが悪いわけではありません。

そこで伺います。

教育委員会として、こうした状況にある子供や保護者にどのような助言、支援を行っ
ているのか。また、現場の先生方との連携についてもお示しくください。

○議長（松井孝恵）

吉田君。

○教育委員会事務局副局長（吉田忠弘）

お答えします。

不登校の児童・生徒への支援、取組について申し上げます。

不登校傾向のある児童・生徒への対応として、学級担任を中心に家庭訪問や電話、メ
ールなどで児童・生徒の様子を伺い、状況把握に努めております。各校に配置されてい
るスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、不登校児童・生徒支援員、訪
問支援員などと連携を図りつつ、校内の不登校対策委員会やケース会議を通じて学校組
織全体で支援に取り組んでいるところでございます。

支援の内容としまして、教育支援センターひだまりは、学校とは別の場所に教育委員
会が開設した公的機関です。不登校の児童・生徒が安心して過ごせる居場所としての役
割を担っています。主な活動は、学習活動とコミュニケーション活動です。学習活動で
は、一人一人に応じた内容、それぞれのペースで進められるよう、タブレットなども活
用した自学自習を基本としています。コミュニケーション活動では、ボードゲームやカ
ードゲーム、時には運動を通して通室生同士の交流を図るよう取り組んでおります。

また、ゲストティーチャー、ALTによる英語指導、町主催のアウトリーチの芸術鑑
賞などを通して、より多くの外部の方々との交流の機会も設けています。個々に合わせ
た生活指導や教育相談、家庭訪問や学校との連携調整も行っており、小・中学校の担任、
教科担当と連携し、作品制作など、学習面の支援を進めるなど、子供たちをサポートす
るよう取り組んでおります。

次に、スクールカウンセラーは、児童・生徒、保護者からの相談対応、教員へのコン
サルテーション、不登校対策委員会への助言などを通じた学校内支援を担います。

一方、スクールソーシャルワーカーは、小・中学校への訪問活動、教育支援センター
ひだまりでの活動、医療機関や保健センターとの連携、ケース会議への参加などを通じ

た福祉、医療、家庭、地域連携の支援を担っていただいております。

オンライン学習については、現在、情報端末の家庭への持ち帰りは実現しておりませんが、学びを持続可能なものとするため、持ち帰りルールを含めた体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

別室登校としまして、小学校では、教室に入りにくい児童に対して保健室登校を実施し、心理的・情緒的に安定した状況で教室への授業参加を促しています。中学校ではトライルームを設置し、不登校児童・生徒支援員を中心に学習支援に取り組んでおり、午後からは教科担当者が学習指導を行い、定期テスト等に向けた学習を進めています。

段階的な復帰支援といたしましては、まずは、教育支援センターひだまりの見学をご案内し、通室につながるよう支援に取り組んでおります。ひだまりに通いながら、時々登校したり、別室登校ができるようになったりといった改善が見られる児童・生徒も少人数ではございますが、確認できております。

家庭訪問では、児童・生徒の意向及び考え方を尊重し、各家庭のご事情に無理のない形で実施するケースが多く見受けられます。最近では訪問自体を辞退されるご家庭も増加傾向にあります。そういった状況においても、学校を中心とした関係機関と家庭とのつながりが継続できるよう努めているところでございます。

不登校は、特定の子供に特有の問題があることによって起こるものではなく、どの子供にも起こり得るものと認識しております。そのため、各学校では日々の学級での様子からささいな変化がないか気を配るとともに、休み始めが見られた際にはケース会議を開き、早急に支援を始められるような体制づくりを組織全体で取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

平田君。

○3番（平田美穂）

ただいまのご答弁により、教育支援センターひだまりをはじめ、スクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカー、別室登校や段階的な復帰支援、家庭訪問など、多面的な支援が行われていることは理解いたしました。また、学校を中心に関係機関と連携し、組織的に不登校支援に取り組まれている点については評価したいと思います。

一方で、家庭訪問を辞退されるケースの増加や、オンライン学習環境がまだ十分に整っていない現状など、支援が届きにくい子供や保護者が一定数存在することも改めて課題として感じました。

今後も子供一人一人の状況や思いに寄り添いながら、ひだまりと学校、家庭とのつながりをさらに強化し、学びの継続や社会との接点を確保できるよう、オンライン学習の活用も含めた支援体制の充実について、先ほどの中井議員の質問でもありましたが、引き続き検討を進めていただきたいと思います。

では、次の質問です。

どこにも行っていない不登校児童・生徒の状況についてです。

現在、上富田町において、学校にも、教育支援センターひだまりやその他の支援機関にも通わず、どこにも行けない状態にある児童・生徒はどの程度おられるのか。その人数と状況を把握されているのでしょうか。

また、そうした子供たちは相談につながりにくく、支援が届きにくい現状があると言われていますが、教育委員会として、家庭で孤立しているケースに対し、どのように支援の手を差し伸べておられるのか、具体的な取組や方針をお示しください。

○議長（松井孝恵）

吉田君。

○教育委員会事務局副局長（吉田忠弘）

お答えします。

10月末現在で出席日数が10日未満の完全不登校児童・生徒は、小学校で3名、中学校で3名となっております。その児童・生徒の中には、教育支援センターひだまりに登録している児童・生徒もおります。最近になって、数日ひだまりに通室し、先日、12月9日に実施された校外学習に行ってみようかと参加してくれた児童・生徒もおります。

児童・生徒が長期欠席に至る背景には、性格や特性、家庭環境など、様々な理由により長期欠席者となっているのが実情ではないでしょうか。そのことを念頭に置き、まず、児童・生徒及び保護者が地域社会の中で孤立することを防ぐ取組が重要であると考えております。

不登校傾向にある児童・生徒に対しては、メールや電話連絡といった可能な範囲での接触を継続し、社会とのつながりを大切にしていくことを第一に、また、長期的な視野に立ち、現状がひきこもり傾向であっても、児童・生徒の成長に伴い社会的自立が可能になると信じて、理解者、共感者として待つ姿勢で接することも大切ではなかろうかと考えております。

学校への接点を拒否する家庭に対しては、学校だけでなく、関係機関、保健センター等と連携し、要保護児童対策地域協議会での対応ケースとして、慎重かつ継続的な支援を心がけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

平田君。

○3番（平田美穂）

ただいまのご答弁で、上富田町には学校にも教育支援センターにも通っていない、いわゆるどこにも通っていない状態の児童・生徒が一定数いること。また、その中にはひだまりへの通室や校外学習への参加など、少しずつ社会とのつながりを取り戻しつつある子供たちがいることも理解しました。

一方で、長期間家庭に閉じ籠もり、外部との接点を持たない状況、状態が続く児童・生徒や、その保護者が強い不安や孤立感を抱えているケースも少なくないと感じております。背景は一人一人異なるため、個々の状況に寄り添った支援が重要であると考えます。待つ姿勢を大切にしながら継続的な関わりは必要ですが、保護者の側には、このままでよいのか、将来につながるのかといった不安があります。そうした不安に対し、見通しを示しながら寄り添う支援が、今後さらに求められるのではないのでしょうか。

また、学校との接点を持ちにくい家庭に対しては、教育分野にかかわらず、関係機関や保健福祉分野と連携し、切れ目のない支援体制をより一層強化していただきたいと考えます。子供たちが地域社会の中で孤立することなく、それぞれのペースで成長し、将来の自立につながるよう、引き続き丁寧で継続的な支援の充実を強く要望し、私の発言といたします。

では、続いての質問です。

今後の方向性について質問します。

不登校は、子供自身が悪いわけではなく、休む必要のある状態であると文部科学省も示しています。子供が行けるようになるのを待つのではなく、どこにいても学び続けられる社会をつくるのが大切です。不登校は、学校に行かないことではなく、別の学びの形を選ぶこととして理解する時代が変わっています。学校に通うかどうかにかかわらず、学びの機会の確保が重要です。学習権をどう担保するかですね。

先日、視察した熊本県高森町では、ICTを活用した誰一人取り残さない教育が進んでおり、特に不登校児童へのオンライン支援が大きな効果を上げていると言われていました。

そこでお伺いします。

今後、上富田町としてどのような方向性で不登校支援を進めていくのか。子供たちが相談しやすい、学び続けられる、安心できる居場所があると実感できる環境整備に向け、具体的にどのような新たな取組や支援策の検討状況があるのか、教育長のお考えをお聞

かせください。

○議長（松井孝恵）

教育長、宮内一裕君。

○教育長（宮内一裕）

お答えいたします。

平田議員おっしゃるように、子供たちが相談しやすい、学び続けられる、安心できる居場所があると実感できる環境をつくっていくことは大変重要であると考えています。また、教育委員会の取組の方向と合致するものでもございます。

まず、相談しやすい環境づくりでは、県教育委員会と連携して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用して、児童・生徒や保護者、学校が相談しやすいように教育相談体制の充実に取り組んでまいります。

次に、学び続けられる環境づくりでは、個々の実態に応じたICTの活用や訪問支援員等の活動を通して、学校だけでなく、多様な学びができるように取り組んでまいります。

次に、安心できる居場所がある環境づくりでは、教育支援センターひだまりの機能充実のほか、保健室や校内教育支援センターの活用等を通して、子供たちが安心して過ごせる居場所づくりに取り組んでまいります。

また、これらの環境づくりと並行して、教員の負担過重にならないように、学校全体で組織的に対応するとともに、福祉部門など関係機関と連携をして取組を進めます。

不登校児童・生徒の増加は大きな課題であると考えております。先ほどからも説明いたしましたように、現在の取組を引き続き途切れないように前に進めてまいりたいと思います。その上で、子供たちの社会的な自立に向けて包括的に早期な支援ができるよう、私たちとしても取り組んでまいりたいと思っております。ご理解のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

平田君。

○3番（平田美穂）

ご答弁ありがとうございました。

町として不登校支援に向けた方向性を提示いただいたことは、大変心強く受け止めております。しかしながら、現場では依然として支援につながらず悩みを抱えるご家庭や、どこに相談すればよいのか分からないと孤立してしまう保護者の声があることも事実です。どうか今日いただいた答弁を踏まえ、具体的な新たな取組の早期実施と支援策の見える化、周知の徹底を強くお願い申し上げます。子供と家庭が孤立することのない上富

田町を実現するために、今後の積極的な取組を期待し、柔軟で丁寧なご対応をいただきますようお願い申し上げます。

そして最後に、不登校は子供一人の問題ではなく、町の将来、特に人口減少とも深く関わる重要な課題です。安心して子育てできる環境が整った自治体には人が集まり、結果として定住促進にもつながります。しかし、現場では支援につながれず、家庭が孤立し、休ませてもいいのか、その後どうすればいいのかと悩む保護者の声が多くあります。子供と家庭に寄り添い、支援を強化することが求められています。

また、学校教育は、子供たちの未来を育む最も重要な基盤であり、その質を大きく左右するのが教育長と現場の先生方との関係だと考えています。教育長が現場の声に寄り添い、先生方の悩みや思いを受け止め、共に歩む姿勢を示すことができたとき、学校の雰囲気や働き方、そして、子供たちの学びの姿勢まで大きく変わる力を持っています。子供を真ん中に置いた教育行政、その推進こそ、上富田町の未来を支える力になると考えます。

今後も支援のさらなる充実と現場に寄り添った取組を進めていただくことをお願い申し上げます。以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（松井孝恵）

これで、3番、平田美穂君の質問を終わります。

引き続き一般質問を行います。

5番、山本哲也君。

山本君の質問は一問一答方式です。

まず、スポーツセンター人工芝再利用に伴う撤去費4,400万円に関する責任と財政影響についての質問を許可いたします。

○5番（山本哲也）

失礼します。議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

皆様、お疲れのところ申し訳ありませんが、最終の登壇者となりますので、いましばらくのお付き合い、よろしく願いいたします。

上富田スポーツセンターの人工芝再利用に伴い発生した撤去費4,400万円について、その意思決定の過程、財政的影響、行政責任の3点から質問いたします。

まず申し上げたいのは、この問題は費用が高いか安いという話ではありません。根拠ある判断が行われたのか。その結果、町民に不必要な負担が生じていないのか。この1点が問われています。行政にとって最も重要なのは、結果を後から説明することではなく、判断に至る過程でどのような根拠を持って決断したのかを示すことです。

6月定例会での答弁では、人工芝を駐車場へ再利用することを把握していたのは町長

と担当課のみと説明されました。行政判断は、誰が把握し、誰が決めたのかが明確でなければなりません。責任の所在は知っていた者と決めた者にあります。

そこで伺います。

人工芝を駐車場へ再利用する判断を把握していたのは、町長と担当課のみであった、この認識に誤りはありませんか。

○議長（松井孝恵）

振興課長、芝健治君。

○振興課長（芝 健治）

よろしく願いいたします。

本年の町議会、6月定例会における吉本議員の発言でございますが、私が打合せで財政課に伺うと、12月に行われる予算計上では、再利用についての話ではなく、町長、副町長、振興課、財政課の話合いでも再利用の内容の話ではなく、耐用年数が来ているから張り替えるしかなかったとお聞きしたんですね。そうだとすると、町長と振興課だけが目的外使用で駐車場に張るということを知っていたということになるのでしょうかという質問に対して、奥田町長は、駐車場のところはそうなんですけれども、実際公園には使えますよということも委員会の中でも説明していると思えますと答弁しました。

このことは、令和6年度当初予算における予算審査特別委員会第2日目において、振興課長が次のような発言をしています。要約いたしますが、人工芝の張り替えなんですけれども、まだ使えると思ったらあと一、二年は使えます。なぜ、今、張り替えるかといったら、もっとぼろぼろになったら再利用できないんです。今の状態であればほかに活用できます。公園とかいろんな空き地とか、そういうスペースのあるところに、草の防止もありますし、再活用する意味で今が一番いいタイミングというふうに思っていますので、そういう意味で令和6年にさせていただきますということでご理解くださいと発言しました。

つまり、人工芝の再利用については、町長と担当課のみが把握しているかしていないかという次元ではなく、町議会の予算審査特別委員会に一定の説明を行っていたということをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

私が伺っているのは、駐車場へ再利用するという事実を町長が知っていたかどうかです。イエスかノーでお答えください。

○議長（松井孝恵）

町長、奥田誠君。

○町長（奥田 誠）

私は知っておりました。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

行政判断において、最終決裁者が誰であるかは極めて重要です。決裁者は、その判断の結果について責任を負う立場にあるからです。駐車場への再利用判断の最終決裁者は誰ですか。町長ご自身が決裁したのか、明確にお答えください。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

再利用の判断の起案は課長以下の事務方になり、最終の決裁者は私となります。

以上です。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

今回の撤去費4,400万円は、通常であれば一度で済む費用が、駐車場への再利用の判断によって再度発生したものが争点です。

そこで伺います。

サッカー場人工芝張り替え工事の見積り段階で、旧人工芝の撤去処分費は幾ら計上されてきましたか。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

お答えをいたします。

旧人工芝の移設費に1,099万円を要しました。

なお、移設した人工芝は、地面が未舗装の駐車場等の敷設として再利用しましたので、処分費は含まれておりません。この時点では、人工芝の撤去及び処分に3,000万円から4,000万円程度要するという想定があり、雑草除去等の維持管理について、一定期間の省力化を図る観点から実施したものであります。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

では、その当初の撤去費1,099万円と今回の撤去費4,400万円との差額、つまり町民が余分に負担することとなった金額は幾らになりますか。具体的な数字でお答えください。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

お答えいたします。

まず、そもそも地域住民から再利用した人工芝の葉に当たる部分や、ゴムチップの流出が多目的グラウンドに設置しているときより発生する可能性が高いといった心配の声が寄せられたことを受けて、維持管理の省力化を図るという事業計画からの変更に伴い、適正な積算に基づいて執行するための必要経費であり、損失はないと考えております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

損失ではなく必要経費ですという答弁をされましたが、私が問うているのは、結果の評価ではありません。なぜその費用が発生したのか。当初に撤去していれば一度で済んだはずの費用が、駐車場への再利用という行政判断によって二重に発生している、この事実はありますか。

○議長（松井孝恵）

答弁願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時55分

再開 午後 3時55分

○議長（松井孝恵）

再開します。

芝君。

○振興課長（芝 健治）

恐れ入ります。

二重には発生していないということで申し上げたいと思います。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

先ほどの答弁で、撤去には3,000万から4,000万程度かかるという想定があったと説明されました。しかし、税金を扱う行政判断において、想定が許されるのは、それに明確な根拠がある場合に限られます。根拠のない想定は行政の判断ではなく、単なる勘にすぎません。

そこで伺います。

この3,000万から4,000万という想定には、根拠となる見積書は存在していたのですか。お答えください。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

お答えいたします。

これについては、人工芝のメーカー等からの回答というものといたしますか、そういった資料といたしますか、そういったものがありますので3,000万から4,000万と非常に幅は広いんですけども、そういったもので引継ぎを受けております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

見積書はないということでよろしいですか。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

当然、当初から再利用をするということでありますので、この部分に関しては見積書というものは、明確なものはないということでお答えいたしたいと思います。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

見積りもないまま、数千万円規模の判断を行ったという事実が明らかになりました。根拠のない想定に基づき撤去を先送りし、結果として4,400万円が必要になった。この責任は行政トップとしてどのように取るお考えですか。住民に対して明確にお答えください。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

本工事の当初段階では、撤去及び処分費等で多く見積もっても4,000万円の経費を要すること、そして、あと一、二年は再利用することで、少しでも維持管理の省力化を図るメリットがあるなど、総合的な判断から再利用することといたしました。

いつの段階においても、撤去処分に係る費用は必ず発生するものであるということをご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

先日の紀伊民報の記事でも、水路への人工芝流出や住民の不安の声が報じられ、町が後追いで対策を講じた経緯が明らかになっています。

また、決算委員会においても、駐車場への配置は用途として適当ではなかった、事前の説明がされないまま実施された、計画段階の検討及び説明の在り方に問題があったと、議会として公式に指摘しています。これは単なる結果論ではなく、判断過程そのものに問題があったという議会の正式な評価です。それでもなお、必要経費だから損失ではないと説明されるのであれば、行政に損失という概念は存在しないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

私は4,400万円の損失はないと判断をしております。行政運営において、その時々で最も望ましい選択肢というものがあります。私はその時々事情に応じて信念を持ちながら、時には柔軟な対応を行うものであり、今回の人工芝撤去工事を適切に実施しますのでご理解ください。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

判断ミスによって発生した支出を全て必要経費と言い換え、責任を一切取らないのであれば、行政に失敗という概念はなくなります。判断の誤りによって町民が4,400万円を負担する。それでも行政は責任を取らない。その町政が本当に町民にとって納得できるものなのか。今回の4,400万円は単なる撤去費ではありません。根拠のない判断によって町民が支払うことになった代償です。損失を認めず、責任も取らない。それが町長として適切な姿勢かどうか。最終的な判断は町民に委ねられるものと考えます。議長、次の質問に移ります。

○議長（松井孝恵）

どうぞ。

○5番（山本哲也）

まず、この質問に入る前に、本件の経緯について簡単に振り返らせていただきます。

令和3年、旧畜産団地跡地の売却議案が提出されました。その際の議案説明では、解体費用について別に取得した見積りがあると示され、その見積額を鑑定評価額から差し引いたことが売却価格の根拠として提示されました。当時の議会では、私を含む議員全員が、この別に取得した見積りが正式な外部見積りであるとの前提で議論を進め、最終的な採決に至っています。

しかし、この別に取得した見積りとは、正式な見積書ではなく、参考用の概算設計書にすぎなかったという事実が明らかになりました。これは、当時議案説明を聞いていた多くの議員が受けた印象とは大きく異なります。そして、この説明の違いは議員の判断や採決の結果に影響を与えていた可能性を否定できません。

それでは、まず事実の確認を行います。

当時、別に取得した見積りと説明された資料が正式な外部見積書ではなく、参考用の概算設計書であったという認識で間違いありませんか。

○議長（松井孝恵）

総務課副課長、目良大敏君。

○総務課副課長（目良大敏）

お答えいたします。

間違いございません。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

正式見積りではなかったということが確認されました。

続いて、議案審議への影響について伺います。

多くの議員は、別に取得した見積りという説明を聞き、外部専門家による正式見積りが存在するものとして判断した可能性があります。もし当時、これは正式な見積書ではなく、単なる参考資料にすぎないという事実が説明されていたなら、議員個々の判断が変わっていた可能性が十分にあります。正式見積りではなかった資料を議案説明で見積りと表現したことにより議員の判断に影響を与えた可能性について、どのように認識されていますか。

○議長（松井孝恵）

目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

お答えいたします。

概算設計書につきましても、見積りと同じく解体工事費を算出しているものであり、業者から提出のあった見積額が一定程度適正であるかといったことを確認するため、第三者の積算を参考としたものでございます。

契約に際して採用した解体撤去費につきましては、業者から提出のあった見積書を採用しており、その概算設計書をそのまま採用したものではありません。また、その旨説明しておりますので、議員の判断に影響を与えるものではないと認識をしております。

ここに当時の議会での説明の議事録がございますので、読み上げます。

売却金額につきましては、当該土地については土地鑑定評価の結果、2億300万円、解体撤去作業費につきましては、相手業者からの先方からの見積り金額1億4,300万円、これは当方で別に取得しました見積りと比べて安価でございましたので、こちらを採用し、両方相殺しまして、差額の6,000万円を売却金額とするものでございます。

このような回答でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

先ほどの答弁で、別に取得した見積りは正式な見積書ではなかったという点は認められました。しかし、今の答弁では、金額の妥当性、結果として問題がなかったことが繰り返し説明されています。

私が伺っているのは、結果論ではありません。正式見積りではない資料を見積りと説明したことが議員に誤解を与えた可能性があったかどうかです。先ほどの答弁では、議

員の判断に影響を与えるものではないと認定されました。

しかし、正式見積りではなかったにもかかわらず、見積りと説明していたという事実がある以上、議員がどう受け取ったかを行政が認定することはできないのではありませんか。行政が議員の判断には影響していないと結論づけること自体、議会の判断を行政が代行しているようにも受け取れますが、その点についてはどのようにお考えですか。

○議長（松井孝恵）

目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

お答えいたします。

いま一度ちょっと読み上げさせていただきます。

売却金額につきましては、当該土地については、土地鑑定評価の結果、2億300万円、解体撤去作業費につきましては、先方からの見積り金額1億4,300万円、これは当方で別に取得しました見積りと比べて安価でございましたので、こちらを採用し、両方相殺しまして、差額の6,000万円を売却金額とするものでございます。

これが当時の議案提出の折の説明内容でございます。

この見積りに関しましては、概算設計書につきましても、見積りと同じく解体工事費を算出しているものでございますので、大きく影響を与えるものではないと認識をしているところでございます。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

確認します。

正式見積りではない資料を別に取得した見積りと説明したことについて、議員に誤解を与えた可能性は全くなかったと断言されますか。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

私は、議員の判断に影響を与えるものではないと認識をしております。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

今の答弁を伺う限り、行政は正式見積りではなかった資料を見積りと説明しても議員判断には影響しないという立場を取られているように受け止めました。この認識が妥当

なのかどうか、次に町長に伺います。

当時の説明が正式見積りではない資料を見積りとして伝えたことで、結果として議会に誤解を与えた可能性について、町長としてどのように受け止め、議会と町民にどのような説明責任を果たすお考えか、いま一度、町長のお言葉をお願いします。

○議長（松井孝恵）

町長。

○町長（奥田 誠）

この件につきましては、議会に対しては令和2年12月の全員協議会でも説明した上で、3月の定例会に提案しております。当時の状況としては、建物の老朽化が進んでおり、強風時には壁が剥がれて付近の道へ出てしまうといった被害が出ており、アスベストを含むものが飛散すれば住民に被害が及ぶ可能性も考えられたため、早急に進めたい旨、全員協議会において説明し、令和3年3月の定例会に提出しておりますので、責任説明は果たしていると考えております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

山本君。

○5番（山本哲也）

正式見積りではなかった資料を見積りと説明した事実があり、それを問題としないという町長の姿勢が示されたという点を議会として確認しました。

以上で質問を終わります。

○議長（松井孝恵）

これで、5番、山本哲也君の質問を終わります。

以上をもって一般質問を終わります。

△延 会

○議長（松井孝恵）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

次回は12月19日、明日、金曜日午前9時となっておりますので、ご参集を願います。

お疲れさまでした。

延会 午後4時09分